

平成 15 年 第 1 回

高森町議会 3 月定例会会議録

平成 15 年 3 月 10 日 開会

平成 15 年 3 月 14 日 閉会



高 森 町 議 会

3 月 1 0 日 (月)

(第 1 日)

平成15年第1回高森町議会定例会（第1号）

平成15年3月10日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

7番 三森 義高君

8番 佐楯見誓香君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（5日間）

自 平成15年3月10日

至 平成15年3月14日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月10日（月）	本会議	提案・説明・質疑・付託
3月11日（火）	休 会	各委員会
3月12日（水）	〃	〃
3月13日（木）	本会議	一般質問
3月14日（金）	〃	委員長報告・討論・採決

日程第 3 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
（平成14年度高森町一般会計補正予算）

日程第 4 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
（平成14年度高森町簡易水道特別会計補正予算）

日程第 5 同意第 1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を
求めることについて

日程第 6 議案第 3号 高森小学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例
について

- 日程第 7 議案第 4 号 高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 14 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 14 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 10 議案第 7 号 平成 14 年度高森町老人保健特別会計補正予算について
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 14 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 9 号 平成 14 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 10 号 平成 14 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 11 号 平成 14 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 12 号 平成 15 年度高森町一般会計予算について
- 日程第 16 議案第 13 号 平成 15 年度高森町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 17 議案第 14 号 平成 15 年度高森町老人保健特別会計予算について
- 日程第 18 議案第 15 号 平成 15 年度高森町介護保険特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 16 号 平成 15 年度高森町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 17 号 平成 15 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 18 号 平成 15 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 19 号 高森町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 20 号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 21 号 高森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 22 号 熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第 26 議案第 23 号 熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	野 中 謙 三 君	2 番	甲 斐 廣 國 君
3 番	後 藤 和 昭 君	4 番	甲 斐 正 一 君
5 番	藤 本 正 一 君	6 番	相 馬 俊 行 君
7 番	三 森 義 高 君	8 番	佐 楢 見 誓 香 君
9 番	古 澤 豊 喜 君	10 番	佐 伯 金 也 君
11 番	杉 永 竹 範 君	12 番	甲 斐 裁 君
13 番	後 藤 英 範 君	14 番	児 玉 國 廣 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(18名)

町 長	今 村 博 信 君	総務課長	岩 下 生 人 君
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	企画観光課長	村 上 源 喜 君
総務審議員 兼草部出張所長	佐 伯 秀 和 君	保健福祉課長	岩 下 昭 久 君
住民生活課長	後 藤 秀 希 君	農林振興課長	廣 木 富 八 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	水資源対策課長	芹 口 誓 彰 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	野尻出張所長	長 尾 和 博 君
高森中央出張所長	桐 原 一 紀 君	教委事務局長	山 村 将 護 君
収入役室長	岩 下 健 治 君	農業委員会事務局長	村 嶋 兵 志 郎 君
監査事務局長	阿 南 哲 也 君		
財 政 係 長	河 崎 みゆき 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	色 見 隆 夫 君	議会事務局係長	佐 藤 幸 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

会議に先立ち、先の熊本県町村議会議長会総会において、全国町村議会議長会の表彰状を預かっておりますので、ただいまから伝達いたします。

進行を議会運営委員長にお願いいたします。議会運営委員長 甲斐正一君。

○議会運営委員長（甲斐正一君） おはようございます。

ただいまから、全国町村議会議長会表彰並びに熊本県議長会表彰の伝達式を行います。式の進行につきましては、私、議会運営委員長が務めます。

それでは、表彰者の紹介をいたします。

甲斐 裁議員並びに後藤英範議員におかれましては、地方自治功労者として、全国町村議会議長会表彰、併せまして、熊本県町村議会議長会表彰を受けられております。

また、児玉議長におかれましても、熊本県町村議会議長会表彰を受けられておりますので、ここにご紹介を申し上げます。

なお、児玉議長におかれましては、ご紹介のみで終わらせていただきます。

では、表彰の伝達式を行います。受賞されます甲斐 裁議員並びに後藤英範議員におかれましては、前にお進みをお願い申し上げます。

初めに、甲斐 裁議員の表彰を行います。よろしく申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 表彰状。熊本県高森町議会議員 甲斐 裁殿。あなたは多年議会議員として地方自治の振興発展に寄与され、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。平成15年2月7日。全国町村議会議長会会長 安原保元代読。おめでとうございます。

○議会運営委員長（甲斐正一君） 続きまして、後藤英範議員さん、お願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 表彰状。熊本県高森町議会議員 後藤英範殿。以下同文でございます。おめでとうございます。

[拍手]

○議会運営委員長（甲斐正一君） 議長さんのご紹介ということで、拍手をお願いいたします。おはようございます。

[拍手]

○議会運営委員長（甲斐正一君） ありがとうございます。受賞されました両氏には

各々と簡単にごあいさつをお願いいたします。

- 12番（甲斐 裁君） 皆さん、おはようございます。ただいま、大変光栄ある表彰をいただきましたが、これも一重に私を支持していただきました過去16年間にわたりまして、町政に携われましたことは、町民の私に対する姿勢の誇りと思っております。並びに、このような身体で16年間、何とか町政に参加することができました。これも一重に私と同じく町政に携われました議員各位、さらには、また町執行部の皆さん方の叱咤激励の賜物と心に感謝の意を表したいと、このように思っております。誠にありがとうございました。また、さらに、本町の議長には大変ご心配、ご迷惑もかけたことかと思いますが、今後、ますます町の発展を願うものであります。本当に本日はありがとうございました。

[拍手]

- 13番（後藤英範君） おはようございます。ただいま、甲斐 裁君と共に、すばらしい表彰をいただきました。これも一重に4期16年間、皆様方の絶大なるご協力をいただき、また、町長をはじめ、執行部の方々と共に、町発展のためにがんばってまいりましたが、このように本当、今日は今までにない私にとって、初めて表彰をいただくものでございます。これを機に今後とも町発展のために皆様と共にがんばっていく所存でございますので、今後ともよろしくをお願いいたします。どうも今日はありがとうございました。

[拍手]

- 議会運営委員長（甲斐正一君） どうもありがとうございました。もう一度、温かい拍手をお願いいたします。

[拍手]

- 議会運営委員長（甲斐正一君） これをもちまして、表彰伝達式を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

- 議長（児玉國廣君） お待たせいたしました。

それでは、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 今村博信君。

- 町長（今村博信君） 皆様、おはようございます。

まずもって、ただいま、ご功勞により表彰を受けられましたご三方に対しまして、心からお祝いを申し上げたいと存じます。誠にめでたうございました。心からお祝いを申し上げます。

まず、平成15年第1回高森町定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には、大変ご多忙の中にご出席を賜り、感謝申し上げます。

さて、今年度は、地方統一選挙の年で、高森町においては、町長・議員の選挙が執行されます。出馬各位のご健闘を心からご祈念をいたします。

不肖私でございますが、今回の選挙には出馬を断念、一町民として町発展を見守りたいと、このように考えております。顧みますと、私に課せられました町政は、まさに激動の3期であったかと存じます。バブル崩壊・行財政改革・故意による公僕を逸脱した未曾有の不祥事・合併問題等々、問題山積の行政を強いられたところでございます。この雄大なる問題に対しまして、議員皆様のご指導、ご支援により、各問題ごとの情報を高森広報等々で説明責任を図ってきたところでございます。

もとより浅学非才なる私の政治に対する理念は、清廉潔白、無私・公平・平等の魂を格言としてまいりました。その魂のもとに、高森町全町を面として、点と線を結び、地域の歴史文化、伝統を再認識、生活向上、活性化の文化を創造して、菜の花の一生より生まれ出ずる多様な能力を英知として制作してきたところがございます。私達の町は自然が一杯でございます。この自然と共生をもって、生活の基礎とし、野の花と風薫る郷、自然と調和のとれた文化の薫り高い人間優先のまちづくりを標語として、高森町憲章を制定し、核としてきたのであります。

この標語の下に、基本計画、総合計画、また、振興計画、あるいは過疎計画を議員活動の魂として、また、執行部公僕としての魂として賜り、少なからず、創造・挑戦・実践ができたと存じます。ここに心から感謝を申し上げます。

ここに申し上げるまでもなく、町開闢以来の故意による不祥事は誠に遺憾極まりなきものであります。最高責任者として、今日まで法的手段をもって対処し、政治道義的・行政的、さらに、上級行政への責任も対処してきたところがございます。

また、合併問題におきましても、まさに、合併したくても合併できない小規模町村を合併特例法は存亡の危機にさらしております。この圧力に対し、屈せぬための全国大会が展開されました。このような中に、蘇陽町より住民発議が私のところにまいりました。発議に対する高森町合併比較表を蘇陽町に対して送付しております。まだ蘇陽町より回答がまいりませんので、議会には付議するか検討できない状況であるわけでございます。

なお、住吉五夫職員が3月をもって退職いたしましたので、後任として長尾和博君を任命をいたしております。

最後になりましたが、本日、提案いたします議案は、承認2件、同意1件、議案

21件でございます。どうか慎重審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げて、甚だ措辞でございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

-----○-----

- 議長（児玉國廣君） どうもありがとうございました。
ただいまから、平成15年第1回高森町議会定例会を開会いたします。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（児玉國廣君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番 三森義高君、8番 佐楯見誓香君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（児玉國廣君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。
会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 甲斐正一君。
○議会運営委員長（甲斐正一君） おはようございます。4番 甲斐正一です。
議会運営委員会に付託されてありました平成15年第1回高森町定例議会の会期につきましては、本日3月10日より14日までの5日間と決定しております。以上、報告いたします。
○議長（児玉國廣君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日3月10日から3月14日までの5日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 議長（児玉國廣君） 日程第3 承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。
○町長（今村博信君） 承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについての平成

14年度高森町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明を申し上げます。

専決した内容は、平成14年12月末から草部地域の水道管の老朽により漏水が多発し、早急に修繕費を簡易水道事業特別会計に繰り出す必要が生じたこと、積雪による道路維持費の経費を計上する必要が生じたために専決したものであります。

どうか、承認賜りますよう、お願いを申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（児玉國廣君） 日程第4 承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 芹口誓彰君。

○水資源対策課長（芹口誓彰君） 承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについての平成14年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

専決しました内容につきましては、承認第1号でも説明がありましたように、昨年の12月、草部地域の水道本管が漏水し、その復旧のための修繕費、及び石綿パイプ布設替え工事のための工事請負費の予算を早急に計上する必要が生じたため専決したものであります。また、その経費に充当するため、一般会計から繰入を行いました。専決いたしました補正額は300万円であります。

どうか、承認賜りますよう、お願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて採決いたします。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 同意第1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて

○議長（児玉國廣君） 日程第5 同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案説明を申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員の野崎保男氏は、2期6年間にわたり、固定資産の評価審査に尽力、ご協力をいただいておりますが、その任期が平成15年5月11日をもって満了するため、同氏の再任について同意を求めるものであります。同氏は、人格、識見高く、また、公平中立で、広く社会の実情にも通じ、固定資産評価審査委員として適任者でありますので、地方税法第423条の第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

どうか、慎重にご審議の上、ご同意いただきますようお願いを申し上げて、提案説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて採決いたします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第3号 高森小学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第6 議案第3号、高森小学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） おはようございます。

議案第3号、高森小学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について、提案理由説明を申し上げます。

ご承知のように、学校統合に伴い、旧高森小学校の校名を変更するため、この条例を上程いたしました。どうか審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、文教厚生常

任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 議案第4号 高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第7 議案第4号、高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） 議案第4号、高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

前議案3号に申し上げましたとおり、学校統合に伴い、小学校の施設名を変更するため、議案提案といたしました。これがこの議案を提出する理由でございます。

どうかよろしく審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げて、提案理由説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第5号 平成14年度高森町一般会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第8 議案第5号、平成14年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 議案第5号でご提案いたしました平成14年度高森町一般会計補正予算について、説明を申し上げます。

今回の補正は、平成14年度の最終補正でありますので、予算額と執行額の差を縮小いたしまして、決算において不用額を極力抑えるため、全科目全般にわたり、

補正を行うこととし、総額で1億1,035万6,000円の減額となっております。これを現計予算と合算いたしますと、51億688万2,000円となります。

次に、第2表、地方債の変更は、各事業実施に伴う限度額の補正であります。

次に、歳入予算の主なものについて申し上げます。

まず、13ページから、町税につきましては、固定資産税・たばこ税・入湯税など、平成13年度最終予算とほぼ同程度となっております。これは、厳しい経済情勢の中にあつて、積極的な徴収を目指した結果によるもので、今後とも自主財源である地方税収入の確保を図ってまいります。

19ページの教育費国庫負担金と21ページの教育費国庫補助金につきましては、まもなく完成予定の高森中学校校舎改築事業の補助基準単価の加算措置等により、補助額が増額となったため、補正するものであります。これに伴いまして、地方債の義務教育整備事業費債が減額となります。

また、20ページ、民生費、国庫補助金の障害者デイサービス事業は、国庫支出金として県の予算に計上されたことにより、県補助金として交付されることになったため、国庫補助金と減額するものであります。

よつて、25ページの県補助金を増額補正をいたしました。

次に、31ページ、町債につきましては、現在の各事業債の許可見込額により減額をいたしました。また、減税補填債は、恒久的な減税による地方公共団体の減収額を補填するため発行されるものであります。この元利償還分については、後年度、地方交付税で100%が還元されることになっております。

以下、歳出予算の主なものについて説明を申し上げます。

人件費については、労働基本権制約の代償として、人事院から給与勧告が毎年行われることになっておりますが、本年度は、人事院勧告史上初めて、マイナスとなり、期末手当も0.05カ月分の削減となりました。また、年度末退職者の増により、退職手当組合特別負担金が増額となりましたので、今回、全科目にわたり人件費の調整を行いまして、約480万円を減額いたしました。

48ページ、老人福祉費では、介護保険特別会計への繰出金の補正措置を講じました。これは、国の負担金及び支払基金交付金が年度の前般の給付実績により交付額を決定されることになっているため、一般会計から介護給付費の一時立替を行うものであり、15年度に清算し、後日、一般会計に返還されるものであります。

63ページ、土木費では、色見環状線、祭場～登母祖線の橋梁工事において、実

施計画の結果、並びに事業施行上、減額補正するものであります。また、単県道路事業負担金は、熊本～高森線の美化側溝、国道325号線の強化舗装事業等の実施によるものであります。総事業は1億9,400万円が予定されており、それに伴い、町の負担金は2,290万円となりました。

68、69ページの小学校費につきましては、統合小学校準備経費について、その工事残高等を計上しております。

71ページの中学校費では、高森中学校改築工事残を減額いたしております。

78ページの基金費につきましては、財政調整基金などの積立を行い、財政の弾力的運営に対応する必要があります。この積立による基金予定現在残高を申しますと、財政調整基金は、補填後において、3億8,193万4,000円となります。ちなみに、平成13年度の3月補正後の現在高は3億9,230万円でありました。なお、この基金につきましては、基金利子相当分を計上いたしております。

最後になりましたが、平成14年度会計も年度末となりましたので、現行予算の執行に万全を期し、今後とも適切な行政サービスの提供と一層の公務能率の向上に努め、できる限り、町民生活への影響が出ないように、各職員に指示しているところでございます。

以上、今回、提案しております補正予算について、その概要、ご説明を申し上げましたが、本議案につきましてよろしく審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。説明を終わらせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会並びに企業誘致特別委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、各常任委員会並びに企業誘致特別委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第6号 平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第9 議案第6号、平成14年度高森町国民健康保険特別

会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） おはようございます。

議案第6号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,043万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,560万4,000円とするものです。

主な内容としましては、歳入の国庫支出金570万6,000円、連合会支出金382万2,000円、療養給付費交付金1,190万1,000円をそれぞれ減額するとともに、歳出の老人保健拠出金830万2,000円、保健事業費648万円をそれぞれ減額し、前年度の療養給付費の清算返還分を計上したものです。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 議案第7号 平成14年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第10 議案第7号、平成14年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） それでは、議案第7号、平成14年度高森町老人保健特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,125万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,716万6,000円とするものです。

補正の内容としましては、医療諸費7,126万3,000円を減額したのに伴

い、歳入をそれぞれ減額したものです。

慎重にご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議案第8号 平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第11 議案第8号、平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） おはようございます。

議案第8号、平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算について、概要を説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ423万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ5億7,864万4,000円とするものであります。

次に、補正いたしました歳入歳出の主なものにつきまして、9ページよりご説明いたします。

まず、歳入につきましては、9ページから12ページに記載しており、第1号被保険者保険料の確定額や介護報酬改訂に伴うシステム改修国庫補助を増額補正し、国の予算の範囲内での交付決定を受けた介護給付費国庫負担金や第2号被保険者保険料相当分の支払基金交付金を減額補正いたしました。

なお、この減額補正に伴う財源確保のため、一般会計より繰入を行い、次年度において追加交付が行われ次第、返還することにいたしております。

歳出につきましては、13ページから17ページとなっており、不用額の調整を行うとともに、介護保険サービス利用増に伴い、介護保険給付費への補正増を行っ

ております。

以上、補正の概要についてご説明を申し上げましたが、ご審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第9号 平成14年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第12 議案第9号、平成14年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 芹口誓彰君。

○水資源対策課長（芹口誓彰君） 議案第9号、平成14年度高森町簡易水道特別会計補正予算第4号につきまして、提案説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の24万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,109万9,000円といたしました。

また、過疎対策事業債の借入限度額を410万円から350万円に変更する地方債の補正を行いました。

補正の詳細につきましては、8ページからご説明を申し上げます。

歳入は、一般会計からの繰入金60万円を補正しました。財産収入諸収入は、収入見込額との調整額を補正、地方債は60万円を減額補正いたしました。

歳出は、草部地区簡易水道の旧水源施設の修繕費250万円のほか、支出見込額との調整額を補正いたしました。予備費を114万2,000円減額補正いたしました。

以上、提案説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますよ

うお願い申し上げます。

- 議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第10号 平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算
について

- 議長（児玉國廣君） 日程第13 議案第10号、平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 芹口誓彰君。

- 水資源対策課長（芹口誓彰君） 議案第10号、平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算第2号について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ226万4,000円を減額するものでありますが、内容につきましては、6ページからご説明を申し上げます。

第1款財産収入の利子及び配当金を173万6,000円補正し、895万3,000円といたしました。基金繰入金は400万円を減額補正いたしました。

次に、歳出ですが、管理費の需用費120万円、委託料83万1,000円をそれぞれ減額補正いたしました。積立金はB基金積立金として181万1,000円を補正、予備費は204万4,000円を減額補正いたしました。

以上、提案説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第11号 平成14年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第14 議案第11号、平成14年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 議案第11号でご提案申し上げました平成14年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、基金運用に伴います利子が確定したことにより、財産運用収入及び積立金の調整を行う補正でございまして、既定の歳入歳出予算に50万4,000円を追加して、予算総額61万3,000円とするものでございます。

なお、今回の利子積立による基金現在高は、自治体基金3億3,631万8,000円、住民基金3,310万円となります。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

暫時休憩したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） ただいま10時55分です。11時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第15 議案第12号 平成15年度高森町一般会計予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第15 議案第12号、平成15年度高森町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 議案第12号で提案いたしました平成15年度高森町一般会計予算の概要について、ご説明を申し上げます。

平成15年度国家予算は、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図るため、「改革断行予算」と位置付けた平成14年度予算の基本路線を継承し、歳出全体に平成14年度の水準以下に抑制するとともに、国債発行額を極力抑制することとされております。

地方財源においては、地方税収入の地方交付税の原資となる国家収入国税収入が大幅に減少する一方で、公債費の累増等により、過去最大規模の財源不足が生じるものと見込まれております。

こうした状況下で、平成15年度は、町長・町議会の統一選挙が行われる改選期に当たるため、年間予算ではありますが、政策的経費を極力抑え、義務的経費や施設の維持管理費等を中心とした骨格予算を計上いたします。

今回、提案しております予算総額は39億2,300万円であります。

歳入の主なものについて申し上げますと、町税4億8,786万9,000円、地方交付税18億2,500万円、国庫支出金2億7,683万2,000円、県支出金2億4,223万1,000円、町債4億4,920万円などとなっています。

まず、歳入予算の主なものについて申し上げます。

11ページ、町税につきましては、長引く経済不況の影響から、平成15年度予

算においては、マイナス4.3%となりました。

次に、15ページ、歳入の大半を占める地方交付税について申し上げます。地方交付税につきましては、交付総額の前年度比マイナス7.5%となっているため、現時点で予想される数値を用い、試算を行い、前年度比マイナス11.9%で計上させていただきました。今回は、骨格予算により特別交付税を見込んでいないため、減額率が大きくなりました。

次に、36ページ、繰入金についてであります。増大する行政需要に対応するため、財政調整基金及び特定農山村総合支援基金繰入金を計上いたしております。

次に、39ページ、町債について申し上げます。13年度から発行されています臨時財政対策債は、地方交付税からの振替額算出の方法の変更により、交付総額が増額となっていますので、14年度の1.7倍の見込額を計上しております。この元利償還金については、後年度、普通交付税に100%算入されることとなっております。

その他、15年度完成を目指します色見環状線、社倉～蔵地線、及び継続的に建替えを行っております公営住宅建設等に充当する財源を計上いたしております。

以下、歳出予算の主なものについて申し上げます。

歳出予算につきましては、先ほども申し上げましたように、各種委員研修旅費、町単独補助金、町単独工事費、新規事業費等の政策的経費を極力抑え、人件費や扶助費、公債費等の義務的経費や施設の維持管理費等を中心とした経費を計上いたしました。

まず、40ページ、議会費であります。議会活動に伴う経常的な経費や各特別委員会等の活動経費を計上いたしております。

次に、44ページからの総務費につきましては、人件費等の義務的経費、庁舎各センター等の維持管理費等となっております。

70ページ、72ページの選挙費では、4月13日に実施されます県議会議員選挙、4月27日に行われる町長・町議会議員選挙費などの経費を計上しています。

78ページの地籍調査費では、大字津留地区の山付神原地区あわせて5.18平方キロメートルの調査費を計上いたしました。今回は、山間部で面積も広がりますが、事業の一層の進捗が図られることとなっております。

次に、民生費について申し上げます。81ページ、障害福祉費では、今年4月から障害福祉の行政改革の一つとして、支援費制度が始まるため、その経費を計上いたしました。これは、身体障害、または知的障害のある方への福祉制度の一部が現

在の措置制度から利用者自身がサービスを選択し、事業者との契約によってサービスを利用する仕組みである支援費制度へ移行したことによるものであります。このことにより、サービスの利用者である障害者の方が自分の意思でサービスを選択できるようになり、利用者本位のサービスが提供できるようになると期待されるものであります。

98ページ、衛生費では、阿蘇広域行政事務組合からの負担金が主なものとなっています。15年度は、南部清掃費負担金が減額となりましたものの、リサイクル施設やRDF施設の運営費負担金が増額となっておりますので、全体としては増加しております。熊本市では、現在、ゴミの出し方について大きな問題となっておりますが、高森町でも本年4月からゴミ出しのルールが変わります。これは、分別して集められたゴミが有効に資源にリサイクルできるようにするものであります。懸念される不法投棄の増加やゴミ出しの方法等について、今後も引き続き、住民への広報を積極的に行い、きれいな環境づくりを進めてまいるとともに、先の婦人会の役員研修でも先進地視察を実施したところでございます。

次に、107ページから、農林水産業費につきましては、平成14年11月から稼働いたしました堆肥センターの運営費をはじめとし、経常的な経費を計上いたしました。

122ページからの商工費につきましては、高森自然公園、湧水館、温泉館と既存の観光施設の維持管理費を計上しました。

次に、130ページからの土木費についてであります。平成6年度から事業を行ってまいりました社倉～蔵地線と昨年からの橋梁工事を進めております色見環状線は、15年度で工事完了予定のため、今回計上いたしました。

138ページ、住宅費について申し上げます。ゆとりある住生活の現実と快適で質の高い居住空間の整備を図るために、老朽化した既設の木造住宅の建替えを行います。今回は、建替え工事計画に基づき、下町A団地4棟8戸と駐車場整備を行います。

140ページ、消防費につきましては、災害に強い安全なまちづくりを目指すための予算を計上しました。

次に、144ページからの教育費について申し上げます。まず、147ページでは、本年4月から開校いたします高森中央小学校及び現在施行中の高森中学校4校分のスクールバス経費を計上いたしました。また、高森東小学校につきましては、複式学級解消の対策として、町単独で教員を派遣するための予算を今回も計上いた

しております。

160ページの施設関係では、高森中学校校舎改築の工事完了に伴いまして、旧校舎の解体工事を行います。

162ページからの社会教育費につきましては、義務的経費が主であります。

176ページ、災害復旧費では、集中豪雨等を想定した場合の設計委託料を計上いたしました。

以上が平成15年度骨格予算の概要であります。

なお、今後の財政運営の見通しについては、町税については、伸びが見込めず、特に、地方交付税においては、交付総額の減少と算定方法の見直し等により、大幅な減額が予想され、大変厳しい状況であります。予算の執行段階においても、義務的経費の節減等に努めて、極めて効率的な財政運営を目指す必要があると思えます。

平成15年度の骨格予算について説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、何とぞご賛同くださるようお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

議会も改選前ということで、当初予算につきましては、本当の骨格予算であるかと思えます。予算の内容を見ました時にもやっぱりハード面等について、少ない予算での各課の努力の跡が見られるわけでございます。この件につきましては、さまざまな不満が町民の中から出てくるとは思いますが、国家的な経済の大変低迷する時期でもございます。各常任委員会でそれぞれ慎重に審議をしていただいて、15年度の新しい行政担当の皆様方に一生懸命町民の行政サービスに当たっていただけるように努力をしていっていただきたいと思えます。

質問はないんですけれども、私の方からの要望といたしまして、各常任委員会、慎重に審議をしていただきたいというふうなことを希望をしておきたいと思えます。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 私の常任委員会でも審議はいたしますけれども、1、2点だけお伺いしたいと思います。

最初に、各種補助金等の見直しを本年度はやっていくということでしたので、そ

の各課においてのその見直しの方法、あるいは住民説明、あるいは各課の補助金に対する懸案事項等がございましたら、どういったことで本年度はこういうふうな取り組みをやったという事例を挙げていただきたいと思います。

第2点といたしまして、スクールバス、それと福祉バス、2台ございますけども、地方バス路線維持補助金で多額のお金を出しておる中で、さらに福祉バスに関しては1台23万円程度で運行される。しかしながら、スクールバスにおいては、1台50万円が今計上されておりますけども、そのあたりの根拠ですね、そのあたりをお聞かせ願えればと思います。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） ただいまのご質問はいただきましたが、一応先ほど町長が申しあげましたように、骨格予算でございますので、ちょっと詳細に申しあげますと、すべて入っていないのは各種委員さん1人2万円の各委員の研修費、あるいは、町単独各補助金、これにつきましては、ご存じのとおり、規則の中でうたわれておりますけれども、公民館の改修、あるいはいろんな5割助成いろいろありますけれども、これも入っておりません。

その中で、お尋ねの各種補助金の見直し、これにつきましては、一応着任した時に、私は総務課長に3年前着任しましたが、各それぞれ担当課よりそれぞれの補助対象の件につきまして調査いたしましたところ、5段階をつくりましたけれども、全部ほとんどが出てくる時についてはなかなか厳しいということで、現在まで見直しをやろうといたしましたけれども、100%の達成はできていないと。中には、一例を挙げますと、すでにもう内容が終わっているということで、平成14年度から20万円の補助金をいただいていた団体につきましては、こういう時期であるので、もう補助金はおりませんということで、1件は見直しができました。今後、これにつきましては、あくまでも骨格でございますので、6月の予算では、現在の各種補助金がそれぞれ出ておりますけれども、当然、この辺は新体制になった段階で、またお話が出るというふうに思っております。よろしくお願ひいたしたいと思います。

バス関係につきましては、交通対策の方の係がありますので、そちらから答弁させていただきます。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 現在、議会の総合交通対策特別委員会の方にもお願ひいたしまして、総合的な見直し作業を進めております。その中で、予定といたしま

しては、今年の10月1日からスクールバス、福祉バス等を大きくまとめたところでの運行を今、考えておまして、それぞれそれまでの経費及びそれ移行の経費について、今回計上いたしております。これにつきましては、先日、緊急に委員会の方も開催していただきまして、今後とも議会の方とご相談申し上げながら、協議を進めていくということになっております。予算につきましては、そういった経過を見ながら、補正等も後日出てくる可能性はありますけれども、その協議を進めながら、その辺を固めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

1点だけ、バス1台に関して、50万円と23万円というふうに半額以下、そういった計上をされておりますので、運行形態自体がその4台と2台合わせた6台で運行していくのか、4台の中にその2台が含まれておるのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 今、ご質問ですけれども、現在、週2便、うちの方は福祉バスということで運行させてもらっております。おかげさまで、大変好評で、住民の方にも大変利用度も高いということで、私どもも喜んでおるところでございます。うちの場合の今、お尋ねですが、23万円というのは、うちはバスの車両じゃなくて、バスの運転手さんの委託をいたしておりますので、その金額を計上させていただきます。

あとは教育委員会さんの方をお願いしたいと思います。もう1つの質問。よろしく申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） 自席から失礼させていただきます。

スクールバス委託料の50万円の件でございますが、現在、高森中学校の方で試行という形で1台運行しております。これが50万円になっております。したがって、その金額に合わせまして50万円といたしております。この50万円という金額は、もちろんバスも運転手もいわゆる借上でございますが、1日拘束分を含んでおりますことをご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑を終わります。

本案は、各常任委員会並びに企業誘致特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、各常任委員会並びに企業誘致特別委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 議案第13号 平成15年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第16 議案第13号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） それでは、議案第13号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算につきましては、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、厚生労働省の当初予算編成方針に基づき編成いたしました。

なお、本年度は特に、国民健康保険法の一部改正に伴い、一部負担割合改正、外来薬剤一部負担金廃止、保険税所得割算定上の各種控除の廃止、適用の影響を見込んでの編成となりました。

平成15年度の歳入歳出の予算の総額は、対前年比1,082万円増の8億2,725万7,000円で計上いたしました。詳細につきましては、9ページ以降に掲げていますが、主な予算の内容をご説明いたします。

まず、7ページの歳入についてご説明申し上げます。

第1款の国民健康保険税について、2億3,073万1,000円を計上いたしておりますが、現在、15年度の申告期間で7月が本算定となっております。主な歳入の第4款国庫支出金、第5款療養給付費等交付金、第6款県支出金等につきましては、歳出予算の保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金等に応ずる負担金等を計上しております。

次に、8ページの歳出についてご説明申し上げます。

第2款の保険給付費については、4億7,763万1,000円で、対前年比3,705万9,000円の減となっております。第3款の老人保健拠出金は2億6,792万8,000円で、対前年比5,471万6,000円の増となっております。

今後とも医療費の適正化のため、レセプト点検の強化、重複受診の適正化、保健予防等に力を入れていきたいと思っております。

以上、ご説明いたしました。慎重にご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第17 議案第14号 平成15年度高森町老人保健特別会計予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第17 議案第14号、平成15年度高森町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） それでは、議案第14号、平成15年度高森町老人保健特別会計予算について、ご説明いたします。

平成15年度の歳入歳出の予算の総額は、対前年比3,489万6,000円減の11億4,110万円で計上いたしました。

詳細につきましては、7ページ以降に掲げておりますが、主な予算の内容をご説明いたします。

まず、6ページの歳出の第1款現物給付現金給付を合わせた医療諸費について、対前年比3,489万5,000円減の11億4,109万2,000円を計上しております。

歳入につきましては、この医療諸費をもとに、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、町の一般会計繰入金をそれぞれ計上いたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重にご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

す。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第18 議案第15号 平成15年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第18 議案第15号、平成15年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 議案第15号、平成15年度高森町介護保険特別会計予算について、概要をご説明申し上げます。

初めに、平成12年4月に導入されました介護保険事業につきましては、皆様のご理解とご協力によりまして、大きな問題もなく、推移し現在に至っております。現在、第1次期間を終え、介護保険事業計画の見直しを行い、予算を編成いたしました。

平成15年度高森町介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,618万1,000円といたしております。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして9ページよりご説明いたします。

まず、歳入につきましては、介護保険事業の給付費に係る第1号被保険者保険料18%増と、国庫負担金20%増と、財政調整交付金6.7%増と、支払基金交付金第2号被保険者分32%増と、県負担金12.5%増と、町負担金12.5%増を計上するとともに、介護認定を広域で実施していることに対する事務費交付金、一般事務に充てる一般会計からの繰入金を計上しております。

なお、本年度からは介護担当課の給料等につきまして、一般会計で計上を行っております。

歳出につきましては、介護保険料を項目毎に予算化を行っておりますが、17ページの第2款保険給付費につきましては、介護サービス利用の増加、特に、施設入所者のサービス利用増を考慮し、予算化いたしております。

以上、概要についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第19 議案第16号 平成15年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第19 議案第16号、平成15年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 芹口誓彰君。

○水資源対策課長（芹口誓彰君） 議案第16号、平成15年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

本予算は、一般会計同様骨格予算でありまして、人件費、経常経費維持管理経費、公債費を計上されました。

予算の総額は1億2,375万円であります。

歳入は使用料及び手数料9,485万8,000円を計上いたしました。繰入金は一般会計からの繰入金1,925万円、財産収入は、基金利子723万5,000円を計上いたしました。繰越金150万円、諸収入90万7,000円計上しました。

歳出は、一般管理費、経常的な経費7,590万円を計上しました。公債費、元金償還金合わせまして4,645万3,000円、予備費134万7000円を計上いたしました。

以上、内容説明を申し上げますが、よろしくご審議をいただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

す。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第20 議案第17号 平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第20 議案第17号、平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 芹口誓彰君。

○水資源対策課長（芹口誓彰君） 議案第17号、平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

本予算につきましては、年間予算を計上し、通年の予算編成としました。

予算の総額は1,525万1,000円であります。歳入は、財産運用収入154万6,000円、基金からの繰入金1,200万円、繰越金170万円等を計上いたしました。

歳出は、経常的な維持管理費であります。電気料やテレメーター手数料、電気保安業務の委託料など1,496万6,000円を計上、予備費28万5,000円を計上いたしました。

超低金利状況下で苦しい中での予算編成となりましたが、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第21 議案第18号 平成15年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算
について

○議長（児玉國廣君） 日程第21 議案第18号、平成15年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） それでは、議案第18号でご提案申し上げました平成15年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

当初予算額を歳入歳出それぞれ7万3,000円としております。

歳入は、基金運用によります利子相当分を計上し、歳出は、運用利子の基金積立を計上いたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第22 議案第19号 高森町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第22 議案第19号、高森町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 議案第19号、高森町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、介護保険事業計画第1仕様の見直しのため、町内19会場での住民説明会、及び高齢者学級7会場での説明会を実施し、ご理解をいただき、また、高森町老人保健福祉計画、介護保険事業計画推進委員会の中でも十分な議論を重ねて承認いただいて改正するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第23 議案第20号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第23 議案第20号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） 議案第20号でご提案申し上げております高森町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、今回、改正をお願いいたします分は、平成14年度に建設いたしました駅前団地、下町A団地それぞれを別表に掲げるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第24 議案第21号 高森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第24 議案第21号、高森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） 議案第21号でご提案申し上げました高森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回、改正いたします分は、先ほど申し上げました平成14年度に建設いたしました下町A団地を別表に掲げるものと、別表中、平成9年度に建設いたしました旭A団地の構造の木造を木2に変更しまして、また、床面積の記載に誤りがございましたので、それを訂正させていただくものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 2 5 議案第 2 2 号 熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

日程第 2 6 議案第 2 3 号 熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加について

○議長（児玉國廣君） 日程第 2 5 議案第 2 2 号、熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、並びに日程第 2 6 議案第 2 3 号、熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加についての 2 件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 議案第 2 2 号、熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、並びに議案第 2 3 号、熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加について、提案説明申し上げます。

今回の規約の一部変更は、また、数の増加は、球磨郡の上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村の 5 町村が合併し、新町のあさぎり町が平成 1 5 年 4 月 1 日から発足することに踏まえ、規約の一部を改正するものであります。

どうか、ご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

この 2 件については、本日採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 2 号、熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、並びに議案第 2 3 号、熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加についての 2 件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号並びに議案第23号の2件は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後0時00分

3 月 1 3 日 (木)

(第 2 日)

平成15年第1回高森町議会定例会（第2号）

平成15年3月13日

午前10時05分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 諸般の報告について

日程第2 一般質問について

議席	指名	事項	要旨
1番	野中 謙三	1 町村合併について	1 町村合併への取り組みについて 2 合併へのシナリオ作り、体制について 3 合併への方向性ではなく、最終結論をいつ出すのか。その計画は。
7番	三森 義高	1 国民健康保険特別会計等の不祥事について	1 現在までの経緯、振込状況及び今後の見通し（償還計画）
		1 合併問題について	1 蘇陽町から出ている住民発議の取り扱いについて

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番 野中 謙三 君	2番 甲斐 廣國 君
3番 後藤 和昭 君	4番 甲斐 正一 君
5番 藤本 正一 君	6番 相馬 俊行 君
7番 三森 義高 君	8番 佐橋見 誓香 君
9番 古澤 豊喜 君	10番 佐伯 金也 君
11番 杉永 竹範 君	12番 甲斐 裁 君
13番 後藤 英範 君	14番 児玉 國廣 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	今村博信君		
教育長	佐藤昭也君	総務課長	岩下生人君
総務審議員 兼草部出張所長	佐伯秀和君	企画観光課長	村上源喜君
住民生活課長	後藤秀希君	保健福祉課長	岩下昭久君
税務課長	岩下光廣君	農林振興課長	廣木富八君
建設課長	渡辺哲郎君	水資源対策課長	芹口誓彰君
高森中央出張所長	桐原一紀君	野尻出張所長	長尾和博君
収入役室長	岩下健治君	教委事務局長	山村将護君
監査事務局長	阿南哲也君	農業委員会事務局長	村嶋兵志郎君
行政係長	甲斐敏文君	財政係長	河崎みゆき君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	色見隆夫君	議会事務局係長	佐藤幸一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時05分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 諸般の報告について

○議長（児玉國廣君） 日程第1 諸般の報告を行います。

阿蘇広域行政事務組合議会の報告を求めます。議員を代表いたしまして、13番後藤英範君。

○13番（後藤英範君） おはようございます。

阿蘇広域行政事務組合の報告について報告を申し上げます。

阿蘇広域行政事務組合会議が3月6日、大阿蘇環境センター未来館で開催されました。なお、今会議において、下記2件の提案事項がありましたので、報告します。

一般廃棄物処理施設整備に関する取組について。

一般廃棄物処理施設敷地内でのし尿処理施設建設については、川崎阿蘇町長から住民の同意が得られない旨の報告がなされ、できれば、他町村での建設をお願いしたいとの発言があり、各町村でも検討されたい旨の報告がなされました。この件については、今後の検討事項となりました。

2、南阿蘇霊照苑建設について。

現在、建設工事中であります。基礎工事での障害石が多数出土、その除去作業に日数を費やしたことと、また、火葬炉の選定について決定が長引き工事入札が遅れましたこと等により年度内終了が難しくなったため、工事延長申請書が提出されました。

各業者とも十分連携をとりながら、全体の工事を5月末日までに竣工し、6月を目途に運営開始となるものであるとの報告がなされました。なお、本件につきまし

ては、3月下旬の組合議会で提案されるため、火葬施設使用料取扱いについては、工期延長に伴い、4月から当分の間旧施設の旧料金で運営し、竣工後の運営開始から新施設使用になるため新料金をスタートすることになっております。

よろしく申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第2 一般質問について

○議長（児玉國廣君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 1番 野中でございます。

先だつての12月の議会では、最後の一般質問と言いながら、またここに立たせてもらいました。誠に恐縮ではございますけれども、私、1期目の最後の一般質問とさせていただきます。

まず、大きなタイトル、町村合併についてでございます。

連日、新聞等では町村合併等の記事が毎日載っております。必ず載っておりますし、他町村を含め、各地で合併に向けてのシンポジウムなり説明会、そういった啓蒙活動が盛んであります。しかしながら、残念なことに、表面上はともかく、住民の方々に真の合併論議を通じての合併を目指そうといったエネルギーが表面化してこないのが、誠に本町としても残念なことではなかろうかというふうを考えております。

単に政治的無関心なのか、合併そのものに効果がないと考えておられるのか、末端市町村が国の財政破綻の尻拭いを負わされているといった被害者意識からそういうふうになっておるのか、原因はいろいろあるかと思ひます。しかしながら、住民に対する十分なる説明責任、そういったアカウントアビリティ、そういったものが行われていないような感じがしておる次第でございます。

本町でも、未だに将来の方向性、こういったものがきちっとした形ではなかなかうたわれにくい状態になっておりますけれども、果たして、それはいかなる理由からなのでしょう。合併には、メリットもあればデメリットもあると言われておりますけれども、果たして、その根拠は何であるのか、その辺をお聞かせ願えればと思っております。

さらには、そのメリット・デメリットも総合的なものだけではなく、やはり絶対的なもの、そういったものが必ずしも絶対的なものであるというふうにも、また言

えない点もメリット・デメリットにはあろうかというふうにも考えております。しかし、いずれにしても、本町の行財政を徹底的に見直して、伸ばす点は伸ばす、必要でなくなる部分については省いていくといった、そういった思い切った決断が必要なのではなからうかというふうにも考えております。そうすることによって、高森町の良い点を見つけることができ、合併によって、将来のまちづくりが進むものだと考えております。

将来の展望、そういった見通し、そういったものを持たないで、闇雲に合併を進めるといふわけにもいかない、この本町として、高森町にとって、合併に取り組んでこられた具体的な考え方、そういったのをまず、最初にお伺いしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 合併は、今、大変なる論議をかもしておるわけでございます。

町といたしまして、私が合併がなぜ必要であるかというようなことで、地域住民徹底のために座談会等をしてきたわけでございます。それは、今、国家財政が大変財政危機に陥っております。そして、そのような中において、私達は行財政、ありとあらゆる方面について、国から国庫補助金、また、地方交付税等、そういうものをもって、この組織を維持し、さらに、地域住民福祉の向上のために拡大をしておるわけでございます。

その交付税、さらには、国庫支出金、ありとあらゆるものが中央においても借金であるわけでございます。その財政の苦しいなかに、規模拡大ということによって、安定的な政策ができると、また、効率的な政策ができると、そして、我々に地方分権ということで、自主自立の拡大、または、自らの町は自らの力をもってやりなさいと、そう言いながらも、この財政危機によって、国は規模拡大のためには、効率的に、そのような観点をもって、私達に要請してまいったわけでございます。

この将来像において、高森町においても、財政狭小であります。また、高齢化社会での少子化、さらには、財政危機、税収の伸び悩み、産業構造の改革と、これからの21世紀の高森町のあり方、これを見た時に、国が進めるその要請に対して、しっかりと真剣に私は考えなければならないということをもって、住民の方々の安心安全、また、誇り持てる高森町づくり、これをもって、議会の皆さんと共に、ご提案を申し上げて、そして、いち早く論議をするために、議会には特別委員会、また、行政においては、1担当として、その合併の問題点、メリット・デメリット、これは必ず、メリットがあればデメリットもあるわけです。その問題については、

十二分に今までに論議をしてきたところであります。このメリット・デメリットについては、もう1番議員さんの方も十二分に我々が座談会をもっていく時におきましても、ありとあらゆる場所において、勉強していただいたと思っております。その問題点につきましては、ここではもう私は申し上げませんが、お許しをいただきたいと存じます。

そのように、地域住民福祉のために、また、地方、この文化遺産をお互いにしっかりと守って、指定地域の住民福祉の向上にやろうということによって、私は合併に取り組んできたところでございます。

以上、私の軸足においたその政治姿勢を申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 自席から失礼いたします。

確かに高森町長の方から合併に取り組む姿勢ということでお伺いいたしまして、私も確かにそのとおりと、そういうふうに思っておりますし、各地域の座談会を通して、やはりそういった感じは受けておりました。しかしながら、今の現状を見る限りにおいて、今の流れから言えば、6カ町村で合併したい、それから、5カ町村になった、そして、その後は合併したくても、合併できない町ということになりまして、単独の方向も模索し、今年に入りまして、急きよ、3村への申し入れといった、そういった合併の流れができてしまっております。

現に、インターネットを通じて、市町村合併等を見てもみますと、やはり高森町の動向ということで上がっているのは、蘇陽町で、高森町との法定協議会を設置を求める住民発議が行われたとか、高森町は蘇陽町と2町での合併に慎重になっておる、あるいは、1月29日付けで高森町が参加を申し入れを3村に行った、そういったことがネット上ではやり取りされておりますけども、如何せん、住民側からすれば、なぜこのような動きになっていっているのか、その点がなかなか不透明な部分があるかと思っております。

合併するには、まず、一番必要なのは何か、町長も今答弁でなされたように、新しい町の姿をつくり出そうとする、その志の高さがあるかどうか、いわゆる目的意識をしっかりと身に付けた論議をしていくかどうか、その合併するためには、やはり自治能力を高めること、さらには、町長もおっしゃいましたように、少子高齢化への対応、そして、新しいまちづくりをつくる上での大きなチャンスであるし、最大の行政改革を推し進めるチャンスでもあると、この4本柱が基本となって、合併論議というのは、やはり執行部内でも進めていく必要があったのではなかろうか

と、そういうふうを考えております。

したがいまして、町長もおっしゃいましたように、執行部側としては、担当職員を置いて、町村合併に取り組んでおると、しかしながら、議会の方も特別委員会ありますけども、執行部内での合併に対する協議がどういった形で進んでいったのか、将来の設計図を引くべくして議論、討論を重ねながら、将来ビジョンを示していただいている、その過程がなかなか住民の皆様、そして、議会の方もなかなかわかりにくい点がございました。それぞれ各課において、行財政あるいは福祉、建設、教育、そういったいろんな分野において、各課がどのような協議を今までされてきておったのか、その辺を第2点として、お伺いしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 今、ご質問も中で、役場の中ではどのような取り組みをやってきたかというお話でございます。今、お話がありましたように、町長が申し上げましたように、私達町としましても、いち早く、おそらく阿蘇郡では1番目じゃなかったかと思えますけど、まず、職員の研修会、合併のメリット・デメリットにつきまして、県の方から講師をお呼びいたしまして、全職員を対象に、まず勉強会をやりました。その後におきましては、私達職員だけではなく、この意識というのを改革はできないということで、各種委員さん、これ、約200人ほどの規模になったかと思えますけども、林業総合センターにおきまして、全、また、職員も含めまして、林業総合センターの方におきまして、また、同じような勉強会をやったと、それから、職員によります各課から代表を出しまして、職員の町村合併に対します研修会が諸々あって、研修会が県の方で予定されておりましたので、それをまず、課長当ててしまいますと、なかなか進まないということで、係長クラスを選任をいたしまして、これちょっと、ここに十何名かだったと思えますけども、選任をいたしまして、合併の研究員ということで、発足をさせていただきました。

そういう中におきまして、いろいろと町の方では、今の現在の高森町の状況、これをまず、職員が知る必要があるということで、そういう勉強会というのをずっとやってきたわけでございます。今、お話の中で、なら、合併のシナリオというのをどう考えて、職員がいたかということでございますけども、これにつきましては、相手があることとございましたので、私達としては、今後の高森町のこのままでいけるのかということを中心に論議をやってきたというふうに、私は認識しております。

合併につきましては、そういうことで、合併するとすれば、相手とやる場合に、

どのような構想が浮き上がっていくのかということ、これは、ご存じのとおり、阿蘇郡の町村会では、Aパターン・Bパターンが県から示されまして、本町では、ご存じのとおり、Aパターンの6カ町村の枠ということが示されましたので、それについて、まず、6カ町村の現在の職員の数、あるいは早速県の方から6カ町村の財政の状況、これの数字のデータの採り方がありましたので、早速そういう対応をさせていただいたというのが、現在までの状況です。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

ちゃんと事前準備として、研修等もやっておられたと、そういう報告でございましたけども、じゃあ、何で僕がわからないのかなという気がいたします。どういった論議が本当に庁舎内でされておったのか、その中身ですね、例えば、福祉関係だったら、高森町はこういう福祉行政をやっているけども、これが果たして、他町村と合併した時にどういくのかとか、もちろん相手があることだとはいえ、やはりシミュレーションは当然必要ではなかったかというふうに、私自身は考えておりました。6カ町村の枠組み、5町村の枠組み、さらには、下の4村、あるいは蘇陽を入れた5町村、あるいは、蘇陽と高森、そういったいろんなパターンをやはり勉強して、初めてどこと合併するのが一番ふさわしいかと、高森の一番いい点はこの辺だからどこがやっぱりふさわしい、したがって、この合併のパターン、どの合併のパターンを選ぶと、そういう根拠ですね、なぜ合併したいか、高森はこうしたいから、こういう町村とだったら合併できる、こういうシミュレーションが描けるから合併したいんだという、そういう具体的な話し合い、そういったのがどの程度されておったのかがまったく私自身勉強不足かもしれませんが、未だにわからない。その点、再度お聞きしたいと思います、内容について。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 今のご質問のことでございますけれども、今、確かに言われますように、パターンというのは、これは、県が示された、私達が高森町の中で現在の状況、議員さんもお存じだと思いますけれども、4カ町村の協力事業、あるいは6カ町村の協力事業、いろんなやつがあります。それも私達の方で手元で調査もいたしました。これも、数で20いくつぐらいあったかと思っております。私としましては。その中で、今お話がありますように、そういうシナリオ、蘇陽との合併の問題のシナリオ、あるいは、6カ町村とのシナリオ、いろいろつくるべきじゃなかったかと、6カ町村は決まりましたので、そういう県の方で各財政、行政、すべて資料

の提供をお互いに出し合いながら、書類をつくって、6カ町村の枠の会議の中にそれを出していたということです。あくまでも今、お話がありますように、私達が独自にそれをつくってやるというのは、これはご存じのとおり、6カ町村がすでに6カ町村の枠というのは決定された事項でございますので、これ、私達職員が蘇陽とはどうなのか、4カ町村とはどうなのかということをやるといことはいかなものかというふうに私達は認識しておりました。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

確かにやりにくい点があるかもしれませんが、ただ、例えば、私どもが住民の中に入って、いろんな話をする時に、合併をするしないの論議の前に、何で合併が必要かとか、高森が単独で何でいけないとか、その議論から入るわけですね。当然、そうだと思います。したがって、本来は、この合併をどうまちづくりに活かすか、チャンスとしてどうとらえるかというのが、やはり一番大事なことでなかろうかというふうに考えておりました。

したがって、例を挙げますならば、隣村の西原村、西原村あたりが去年の末から今年にかけて、職員同士の中でリベートをやっておりました。もちろん、それは相手があつての討論ではございますけども、合併賛成、合併反対、そういった場合にどういうまちづくりができるのか、西原ですから、むらづくりができるのか、そういった議論が徹底的になされた上で、その徹底した議論をもとに、住民説明会をされております。1月に入りまして。やはりそれが一番住民にとっては、政治の中身、行政の中身というのは、なかなか普通の方はわからないものですから、職員の方がそういった討議資料を添付されることによって、初めて合併論議も高まっていくし、中身のわかる合併論議ではなかったろうかというふうに考えておりました。

高森町にも、是非とも本来は、そういった6カ町村の枠組みの中での議論の中身の討論内容ですね、そういったのも付けていただけるなら、もっとわかりやすかったんではなかろうかというふうに考えておりました。ただ、いずれにしても、もうその論議は今やってもどうしようもない点がございます。前に向かって進まなければいけませんけども、去年の末の10月から11月でしたかね、座談会をやりました時は単独でいくという説明、そして、急ぎよ、今年になりまして、もちろん合併検討委員会でも検討しまして、3村への申し入れを行った、そのあたりについて、

住民側も非常に不安を覚えておりますので、その辺のまず、行政としての対応をどういうふうにするのか、そこをさらにお聞きしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 3村の申し入れというお話でございましたが、これにつきましては、議員さん、だいぶん特別委員会の方で議論されましたように、3村の方からある議員さんが、うちに高森町は本当にかたる気持ちはあるのかというふうなお話も耳にされたこともあろうかと思えます。私達も間接的には、公式ではございません、間接的には、高森は入る意味があるのかというお話があったというふうにご認識をしておりました。その中で、あの時、行動されたことは、私もその場におりましたけれども、相手は言うておりませんけれども、町としては、本当に合併の中に、本当に高森町というのは、5カ町村の枠というのが決定しておりましたので、もう下の方は5カ町の枠というのは全然もう門が開かないのかということのご確認があったというふうには私は認識しております。もし、その当時に、門が開くということになれば、これは当然、ご存じのとおり、議員さんも特別委員の一員でございましたので、ご存じのとおり、大至急、また特別委員会を開催していただき、当然、住民座談会をして、門が開くということであれば、早急にその話をしなくちゃならないということで、私達、そういうふうにご認識をしておりました。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 特別委員会としては、確かにそういう気持ちで会議が終わっていた次第でございますので、それはもう確かだと思います。ただ、如何せん、新聞報道で、事態は特別委員会との中身とはちょっと違う点があったということで、その点はまだ今後、いろんな議論の余地があるかと思えます。

いずれにしても、ただ今現在、高森がどうしたらいいのかという点ですね、下の3村は難しい、蘇陽との合併は今発議が来ておりますけれども、これは後ほど、三森議員さんの方から質問がございますので、省かせていただきますけれども、高森町の態度が果たしてどうなるのか、その判断を下す材料が果たして本当にきちっととれているかどうかという点も私としては、まだ不安な点がございます。蘇陽との資料の協議も当然必要ですし、そのメリット・デメリットではございませんけど、その点を含めた議論、そのあたりも必要かと思えます。

ただ、根底にあるのは、以前から言われております合併できなくても合併できない、合併したくてもという、その合併したいという根拠、何で合併したいという意見表明になっておるのか、その部分が私としては、まだはっきりわからない点がご

ざいますので、話が非常に前後するかと思いますけども、その合併したくてもできないという、本当に何で合併したくてもできないという言葉になって表れておるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 合併したいというのは、ご存じのとおり、まちづくりをやるためには、ご存じのとおり、今現在、協力事項いくつもあっております。例えば、1例を挙げますと、南阿蘇セミナーとか、あるいは、6カ町村によります青少年の云々とか、あるいは、保健関係で言いますと、子育て支援事業の協力事業とか、行政においては、いくつかお互いに協力をやっているということと、それは当然、1自治体でやるよりか広域でやれば、それだけ活動ができるということも当然ありますし、その中において、非常に行政においては、合併すれば大きいまちづくりというのは、当然、考えられることでありまして、私達の方では合併を否定したという経緯は一切ございません。それは、そういうことで、町長の方も合併の6カ町村の枠というのは、当然出してこられましたし、現在までもそういうふうになっております。

その中において、今年の8月だったですかね、合併したいでもできないということで、できないならばどうなるかということで、私達は一応町のシミュレーション、いわゆる町の今後の財政計画を住民の方に説明したということでございます。当然、その中においては、特別会計的もありますので、水資源対策においては、もうすでに一緒につくっておられましたし、ほかの課においても、当然、単独でいくとすれば、それなりの何らかの形をつくっているべきであるということは課長会でも一応申し上げておりますし、その中で、各課によっては、そういうこともつくっておるというふうに私は認識しております。

ただし、これはまだ外に出せるような状況にないということで、まだ出しておりませんが、水資源については、もう私、いただきましたが、まだほかの課からはまだいただいておりません。しかし、つくっておくべきであるということは、私どもも一応指示はしております。

私が今言いましたように、合併は、本町の場合、合併したいでも、何回も町長がおっしゃっておりますが、相手があることでございますので、相手さんが加えていただかないと、私達はどうしてもシミュレーションだけつくっても、合併のシミュレーションだけつくっても、相手が受け入れていただかないとなれば、何も先に進まないというのが現状で、町長が申し上げましたように、本町としては、6カ町村

の枠というのが、町村長で決定されておりましたので、まずは、阿蘇郡の町村会の12カ町村で、だから、6カ町村の枠というのは、まず、これは南部6カ町村で進んでいくものだというふうに私達は解釈しておったし、また、議員さんもそうふうに思っておられたと思います。

その中に、西原さんは、自ら離脱をされたということで、なら、最終的には5カ町村ということで、私達も資料もつくったし、また、そういうことで、いち早く総務課の方に合併に対する政策係というのも置いていただきまして、まず、合併の問題について、数字的な問題から、いろんなことをやったということでございます。

私達は合併を否定したことはございません。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） なかなか合併難しいんですね。合併したくてもできないといっても、合併するためには、じゃあ、まず何をやっていくか、もちろん相手があるものですから、なかなか話も難しいかもしれませんが、合併する、そういうふうに意思決定をした以上、そのためには何をやっていくのか、その次には何をするかという、いわゆる計画的に進める作業手順というものも必要になってくると思いますし、目的意識をどこに持っていくか、その辺だと思います。

今現在では、非常に高森町が宙ぶらりんの状態、言い方悪いですけども、宙ぶらりんの状態、将来的に、どうしていくのかというのがなかなか打ち出せない状態ですね。3村には難しい、果たして本当に100%難しいかということ、まだ99.9%かもしれないし、蘇陽との合併をどうするか、そういった場合には、町長が今預かっておられる蘇陽町からの住民発議、この結果次第ではまた大きく変わるかもしれませんが、高森がどういうふうに動きたいのか、高森という船が今、海に出ておりますけども、どこに向かって進もうとしておるのか、ただ波に揺られて、ゆらゆらしておるような感じもしますし、逆に言えば、がちっと陸付けをして、高森町という船が陸付けをされた形でロープできちっと結ばれているかもしれない、ただ、その立場がまったく今、わからない状態なんですよ。今現在の立場を今後、町長は、もちろん辞められますけども、今現在、町長として、どういうふうに考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 自席からお願いいたします。

県が決めましたパターン、いわゆる6カ町村のパターンで、まず南阿蘇パターン

化しました。私達、町村長12カ町村は、12カ町村でもやっていいんじゃないかということと、それから、南北といいますか、この6カ町村を分けてやろうと、それで、南阿蘇は南阿蘇で6カ町村でいくという確認事項をもちました。そして、離脱されたのが西原でございます。そしてまた、5カ町村でこれからもやっていくというような中において、各地域に住民の総意、これをもってやるのが大事であるということで、座談会をやったわけでございます。座談会の結果、アンケートの結果、3カ町村においては、いわゆる白水・久木野・長陽、この3カ町村でいくと、これは自主的なものでありますので、合併したいところとするというのが住民の権利でもあるわけでございますので、そして、中心的なものになるわけでございます。

そこで、高森町におきましては、この将来像において、文化的、地域的、あるいは、財政、構造改革、これからの高森町の21世紀というようなことにおいて、行政事業拡大が必ずやってくると、そのためには、先輩達が南阿蘇は1つだ、阿蘇は1つだと、その理念、それを我々は十二分に踏まえて、そして、南阿蘇の今後の自然を破壊することにおいても、立法化しようじゃないかと、また、水資源に対して、有明海までのこの自然環境をいかにするか、また、高森を中心とした学校、警察、あるいは司法関係、法務関係、さらには、集積した高森町の4,000名という集落、集積地、また、金融関係等々において、今まで先輩が一生懸命になって南阿蘇は1つだと、それを踏まえて、私はこの5カ町村が一番望ましいということで、議会もあなた自身も、大いに論議をしてきて、そして、県の方からも何で5カ町村がいいか、何でこの問題点について論議をしなかったと、論議をするならば、富田室長も呼んでって、あなた自身がいったと、私は思っております。

私はあやふやな高森町の方角付けと、シナリオというもの書いた覚えはございません。脚本は皆さんで一緒につくったじゃないですか。議会も、行政も私は一体であると、そうして初めて、高森町の住民福祉の向上につながると、そのようにしっかりと、また個人的にもお宅と話したことも十分にあります。

また、今、蘇陽町が発議が来ておると、これは、発議を出されるのは、高森と合併をしたいという、その理念があっております。また、私は、6カ町村というものが、今まだ本当に県の方は将来像を見据えてパターンを決めたのか、国にも尋ねてみました。そして、新聞紙上等にもあの約束事が政治的にいろいろあります。その政治的な約束事を破ったじゃないか、新聞紙上はあらわに高森町長は県を批判したと書かれました。そして、皆さん方からもその問題点については、十二分知ってお

られます。また、このたびの議会と一緒にあって、また5カ町村の合併することができるならば、単独という言葉で認識があったかと、まだまだ門戸が開くならば、蘇陽町のはこういうふうな考えを持っておられますと、蘇陽町からの尊敬をして、蘇陽町のあの矢部、清和、蘇陽という任協まで立ち上げて、発議が来ておるわけです。それを尊重して、私達は議会と一緒にあって、お宅達が決めて初めて行ったわけですよ。それに対して心がない、基本がない、シナリオがない、私はシナリオをもって、高森町の今後ということで、お互いに住民の声を聞いたと、私はそう思っております。皆さんと一緒にあって、考えたと思っております。あやふやな政治は私はした覚えもないわけでございます。とらえ方は別でございますよ。私自身としては、この合併したいという県のパターンによって、そして、将来像に向かって、ちゃんとした私の信念とあって、そのように私は位置付けております。おりました。

まだ、ほかにご意見がたくさん出てくるとは思いますけれども、また、三森議員の方からも後ほど、住民発議についての意見があるということでございますので、ここで私の取り組みの姿勢というものについて、答弁させていただきます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

町長の姿勢、そして、町全体の姿勢、議会の姿勢、協議を重ねながら、本来、一緒に進んできた、これは表向き、確かにそうございました。私が聞いたかったのは、町長自身がどう考えるか、考えておったのか、町長という立場、全体からすれば、当然、全体的な進み方を考慮しなければいけませんけれども、町長自身がどう本当にとらえておったのかという点がなかなかわからなかったというのが1つございました。

さらには、門戸が開くならばということで、特別委員会の方でも決めて、3カ村に申し入れを行いましたけれども、結果的には、議会の特別委員会が決めたのと、新聞報道がちょっと矛盾している点もちょっとはございましたけれども、その点については、さらなる特別委員会での議論も必要かと思えます。

しかしながら、高森町が本当にどうしたい、こうしたいというのは、住民側からすれば、非常にわかりにくくなってしまった、そういうふうに私は思っております。その点について、再度、町長自身のお考えをもう一度お聞きしたいと思えます。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 安心して、合併という2つのものが1つになる、これを住民の方々が動揺しないように、新聞報道は新聞報道でいいんじゃないですか。真実をニュース放送として私達は提供するのも、これは新聞の役目でありまして、私は新聞記者の皆さんにパブリシティーと言いますか、心から提供しますよ、お話をしますよと、何ら隠すこともありません。取材に関しては、堂々と取材を受けております。何か食い違いがあったかと、それは、蘇陽町の方から私にこういうことで迷惑がかかったと言っていたのが、私は筋道だと、新聞報道に対して、誰か言ってこられましたか。誰も言ってこられません。誰か職員に対して、新聞報道に対してこれはおかしいじゃないかという抗議がありましたか。議会の方でもありましたか。私はなかったと思います。

私は、十二分にこの問題については、取材のあり方は私はわかりませんが、あの問題点については、問題点として、何ら私は堂々として、高森町の置かれ方ということについて、県の方からも私には何も言ってきておりません。上級の行政が言ってきておりませんので、その点については、住民がどうお考えになっておるか、これからもしっかりと、私も高森の町民として、見定めていきたいと、このように考えております。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 本来、今日は新聞報道について質問するつもりはまったくなかったんですけども、話の都合上そうなりまして、大事なことでございますけども、真意はやはり特別委員会で結論を出してありました門戸開放のための一つの手段としてやった、これはまったくの事実でございます。私もそのまま受け取って処理しておりますので、そういうふうにご理解願いたいと思います。

次に、3番目ですけども、合併の方向性ではなく、最終結論とまでは言いませんけども、町長任期中に結論を町長の最後の決断として、どういうふうな形で、この町村合併をもっていこうというふうに考えておられるのか、その辺の具体的にとまでは言いませんけども、町長のお考えなりを示していただければ、ありがたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 平成3年から平成15年、いわゆる10年間の高森町の今国の財政危機を中心にして、財源削減の4.8%、これを推移として、10年間の高森町の動き、また合併後の動きということで、皆さん方にもお知らせしたように、平成3年とそして平成24年のいわゆる財政がだいたい45億円程度のものになろう

かと思えます。いわゆる10億円ぐらいの差が出てくるわけでございますけれども、今、高森町において、この推移をもってしていくならば、だいたい自主財源が5億円と、4億5,000万円から5億円の中で高森町の固定資産税、あるいはそのようなものが出てこようと思えます。また、特別交付税、また交付税が各々4.8%の削減ということで、推移してまいりますと、今までに仕事をしてきた、そのピークが来年か再来年になってまいると思いますが、今までにやってきた仕事、これをもってしても、十二分に耐え得る、私は財政構造になっておると思えます。そこにおいて、合併したいけれども、できないならば、単独で行くにはこういうふうなことになりますよと、知らせております。そして、高森町が今、0.19というような財政指数、だいたい0.2に私は近づいておると思いますが、これが3カ町村がされた時に0.25ぐらいになりはしないかと思えますけれども、だいたい5カ町村でやった時には、高森町の財政指数をだいたい同じだろうと思えます。0.19から0.2になりはしないかなと、そういうふうに思っております。

そこで、私、財政が大変厳しい中にあります。また、需要拡大が拡大します。産業改革がいろいろありますけれども、人件費、あるいはほ場事業、見直し等々をやっていくならば、十二分にやっけていき得ることを皆様方に申し上げております。

そして、やはり、言われるように、創意工夫、挑戦、創造、また、それによって、実践化されたそのものが生きてくるように私は私なりに財政構造、また削減等々において、指示してきたところでございます。

また、公債費におきましても、1.29、32と危険水域になりますけれども、その点におきましても、私は十二分に耐え得る財政状況というものを次の人に渡したいと、そのように考えてやっけておるわけでございます。

合併、この問題につきましては、大変厳しいものがやはり各々の考えがあるかと思えますけれども、やはり、南阿蘇は一つと、これからはやはり重要であろうと思えますけれども、その高森町の今後の単独ということになります状況についても、十二分に知らしめていき、また、そのような財政方向を皆さんと共に考えて、ご承認をいただけてきたと、そのように考えてきております。

何か、言葉たくさん足りませんが、言いたいことはありますけれども、そのようにして、合併について、今後の高森町についてということで、ふらふらということではなくて、私はちゃんとした方向付けをもって知らしめたと思っております。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 今、町長の答弁を聞いた範囲では、高森は単独でも十分やっていけるんだと、何かそういうふうに受け取ることもできました。やはり、昨年末からの座談会では、その財政をずっと資料としてお出しした中で、その自主財源の確保も5億円程度はずっと24年まで大丈夫ですよと、ただ、如何せん、私自身が考える中では、公共事業等、そういった事業等がどんどんカットされる中で、果たしてその自主財源の5億円が平成20年まで、あるいは平成24年まで持つのかなと、そのあくまでもそういった財源をあてにしておるのであれば、やはり住民に対する町税の負担なり、あるいは、固定資産の評価の見直しなり、水道料の値上げなり、そういったことも出てくる可能性もあると、これは、1つの心配事ではございますけれども、余計な心配かもしれません。

そういう中であって、やはり将来的には南阿蘇は一つ、これは私もまったく同感でございます。南阿蘇が一つ、そうなるためには、何をやったがいいか、ここはやはり、行政、あるいは財政、そういったことだけではなくて、やはり政治力も十分必要ではなかろうかと、そういった点において、南阿蘇一つになるためのいわゆる政治家としての心意気といいますか、その目的意識を残り少ないですけども、やはり町長は高森の住民でございますので、いろんな方がいろんな形で相談に行かれると思います。

そこで、再度、町長の南阿蘇が一つという話がちょっと大きくなりますけれども、根拠等を示していただきたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） もうすぐ俵山が開通されます。ここに先輩方々のお話をいたしますと、今、草村県議、一生懸命、あの俵山開通について渾身に力を出してお話をされておりますけれども、私の知る限りにおきましては、西原村の荒木三藏氏、この方々、立野・錦、こういうところが大津の方に行こうという昭和30年の合併の時に大きないわゆる猟銃を持っての喧嘩というようなまでになったわけでございますけれども、西原村が大津あるいは益城等々との合併があるならば、これは南阿蘇のつながりはできないぞというような話があったそうです。そして、そのあれは何かと申すと、俵山トンネルを掘ることによって、南阿蘇と、そして菊池郡が一体となれる、そのような遠大な考え方が昔の人達は持っておられたわけです。それを実現したのが、今日の私達、県議も喜んでおられるわけでございますけれども、そのようなことで、先輩が考えたこと、住民が安心して生活できる将来像というものを考えておられます。私は、そこに荒木三藏氏のその考え方、これが私は誠心誠意の

合併であると、それが議会の魂でもあるし、また、行政の魂でも、私はそのようにあると考えております。

やはり単独は単独として、皆、行政を良くしよう、住民のために皆良くしようと、議員さんも出てきておられますので、厳しいことは厳しく対応していく、この心は私は持っていていただきたいと、そうすることであれば、先輩方との勉強された今日、また我々に残していただいたここ、また、子孫に残していかなければならない子供達のための残していかなければならない、それを考えるならば、私は、高森町はどうあるべきか、また、南阿蘇はどうあるべきか、これからの課題でもあると、このように感じております。

合併は、私は賛成でもありますけれども、高森町は単独でもいけると、そのように考えております。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） そうですね。考え方、私と町長、いろいろ違う点もございますけれども、例えば、例を挙げるなら、確かに財産と高森町という一つの大きな財産、これを先祖から預かってきた高森町の財産を子孫に残すためにがんばろうという意気込み、これも大事、ただ大きく町長と私が違うのは、私は、子孫の将来がある財産を子孫から今受け継いでおると、まったく似たようなものですが、考え方の違いですね。子孫から私は今現在、預かっておる高森町の財産というふうにとらえておる考え方ですね。要は、目的は一緒ですけども、作業的な部分が違ってくる部分はあるかと思えます。

いずれにしても、子供、将来の高森のためにどうするか、将来の子供のため、将来の高森町の人から預かっておる今の高森町をどう活かすか、やはりこれが政治の姿勢の部分だと思います。

最後にもう一度お聞きしたいのは、町と町長の方として、最終結論をいつ出すのか、その部分ですね、どういう幕引きで町長が任期期間12年間を終わられるのか、町村合併に対して、今村町長はこういう形で幕を引いたと、その部分だけをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 子孫から我々が預かっておると、これは、イギリスだったと思いますけど、学者が言うた言葉だと思います。私もそのように思いますけれども、我々は先輩から預かってきた、また子供からも預かっておりますけれども、現在は、子供にどういうふうなツケを回してはいけないかと、預かっておる財産

をどのように活かすかと、そうも言えますけれども、どういうふうにして渡すか、それをさらに子供達がどう活かすか、これは、思想的問題になってこようと思えますけれども、私は、子供達が喜ぶ合併問題、また、考えてもみてもらうならば、地下資源は高森町はどこからもらっておるか、まずは、鉄道というあの1本は、あの当時のころの一つはどこにあったか、しかし、下の方はしないと、3カ町村でいきますと、村でいきますということを任協を立ち上げており、もう法定協に近づいております。蘇陽町は蘇陽町として発議はありますけれども、もう向こうで任協に参加されております。そうするならば、最終的には、高森町は、高森町の眠れる財産を開花し、また、人材を育成し、さらには、皆さん方がもうそこに改革をしようという息を持って、履行されると思います。私は、単独、そして、それも次のまだまだ国は動揺しております。自主自立の地方分権によって、自らのところは自らで起こしなさいとっております。その精神をお宅は十二分に私は持っておられると思っております。若い人ほど、がんばってもらわなくちゃならんと、このように考えております。終わります。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） どうもありがとうございました。一般質問、16分の16、100%するのが私の夢ではございましたけども、今回をもって16分の16で100%達成することができました。町長の最終結論は、やはり単独でもやり得ることは可能だと、それが最後の言葉として、真摯に受け止めたいと思っております。

再度、この議席に立つことができるならば幸いですけども、なければ残念でしたと涙をのむしかございませんけども、いずれにしても、高森町をこのままどうするのか、この議論はしばらくはまだ続くと思います。私自身は、町長は単独とおっしゃいましたけども、私自身の中ではやはり町村合併に向けて私は自分の気持ちを訴えていきたいと、そういうふう考えております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

休憩したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。11時15分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） おはようございます。7番 三森でございます。

1番議員さんに引き続きまして、質問をいたしたいと思いますが、まず、私の質問につきましては、4年間、いろいろな形の中で思いを巡らせながら質問をするわけでございますけれども、高森町始まって以来の国民健康保険特別会計等の不祥事ということでさせていただきますし、また、2点目においては、合併問題についてという形で質問させていただきます。合併問題につきましては、1番議員さんいろいろと質問されておりますので、その部分に触れない程度の中でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

まず、国民健康保険特別会計の不祥事についてでございますが、これにつきましては、12月議会で10番議員さんより質問がなされておりますので、なかなか必要ないように見受けられますけれども、本年は4月の統一地方選も行われるわけでございます。町長も12月議会で出馬なされないとの発言もいたされておりますし、議員さんも一部交代がなされるわけでございます。どうしても4年目の区切として、町民に対して、または新体制に引き継ぐ上においても、どうしてもここで1つの区切をしておかなければならない、新体制に引き継ぐ上においても、必要不可欠な部分でございますので、あえて確認の意味もございまして、質問いたしたい次第でございますので、その点をあしからずご了承いただきたいと思っております。

12月議会で答弁なされております国保返済分につきましては、3,225万9,797円、あるいは、水道料金にもちょっと触れますと、職員返済分が一応30万円ということでございます。残金を申し上げますと、9,378万3,484円、水道においては1,055万2,920円ということで、約1億400万円ほど現在残っているというのが現状ではなかろうかと思っております。国保にいたしましては、被保険者の納税そのまままだ約9,378万円ほど納税者の税金を使っておられるというのが現状でございます。

要するに、何を申し上げたいかと申しますと、町長が当初から申しております町民には迷惑を掛けないという部分でございますが、今までにこうした形で金銭的に

は9,000万円以上の現在が9,000万円以上です。この納税者の税金を使っておるといふ事実に対しては、これは避けては通れない、要するに、納税者に対する迷惑ではなかろうかと、このように考えているところでございますし、これは、質問の中で、再三再四、皆さん方にも質問いたしておりますし、周知していただける部分でもあるわけでございます。

そこで、私が今日は質問いたしますのは、そのような中で、本人も帰っておられますし、今日まで何らかの動きがあっているのか、また、その後、返済方法、あるいは償還計画等々が話し合いがちゃんとした形で進められているのか、そこら当たりをまず、町長にお伺いいたしますとともに、その後、詳細につきましては、審議員もおられますので、その答弁をまずいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 総務審議員 佐伯秀和君。

○総務審議員（佐伯秀和君） 7番議員さんの方からご質問いただきました件でございますが、経緯等につきましては、私どもで事務取り扱いをしておりますので、町長がお答えする前に、私の方からお答えをさせていただきます。

昨年の6月に、本人仮釈放をされております。刑期は本年の4月まででございますので、ただいま、保護監察中であります。したがって、まだ、自由に就職等が、この地に居留しております関係で、就職等もできないということで、定職を持っておりません。しかしながら、仮釈放後、私どもの方で約15回ぐらい、彼並びに親族の方と面会いたしまして、納付の督励並びに損害賠償金の支払い計画書について提出するように再三再四督励をしてきたところであります。

なお、損害賠償金の支払い計画書については、つい先だって、私どもの方の手元にいただいておりますが、今、7番議員さん申されましたように、総額で両方合わせますと1億円からもまだ残債があるということで、これを計画書は出しておりますが、約、現在45歳でございます。これから30年現役で働いたとしても、月々28万8,000円位を返していかなければ、元金さえも返済の見通しが立たないというような状況でございます。

したがって、大変、本人の方からもそういうことで、一生かかっても返済していく所存でありますという一筆まで添えた支払い計画を私どもの手元にとっております。

以上でございます。ご報告申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） この問題につきましては、大変住民の皆さん方、また議会の皆さん方に、この上もない不祥事と、未曾有の額というようなことで、大変高森町の名誉と誇りを庁舎内から発生したということについて、この上もない遺憾の表意と最高責任者としてお詫びをしたいと、さらに、今、7番議員さんの方から申されましたように、私、病院、あるいは介護保険にかかれる方々、そのような病人に対しての国民健康保険加入者に対して、一切、迷惑を掛けないということで、あらゆる機会を通じまして、議会との話し合い、また、広報等において、逐次、号外をもってでも問題点を知らしめてきたところでございます。

何と申しましても、この公僕の精神欠如に私は、まずもって何たることかと、これは再三再四、もう言葉のすいほど、やり取りをやってきておりますけれども、ここに土壤があったということは、大変私は私の責任追及もあろうかと思っておりますけれども、この監査報告の中におきましても、いろいろとご指摘をいただきました。そのご指摘の中にありましたように、また、100条委員のご指摘の中にもありました。その監査委員の指摘の中に、7回も監査報告をした中において、議会での折衝が私は少しは足らなかったなど、これはもちろん皆さん方には大変今までに申し上げなかったこととございますけれども、やはり高森町がこれ以上の混乱というものを招かざるためには、やはり私は控えさせていただきます。

今、思うに、その問題点につきましても、問題化しなかったことにおいて、少し後悔をしておるところでもあるわけとございます。また、実際迷惑を掛けないということで、国・県等々においても、私の浅学非才なる能力をもってでも何とか国のあの補助金等について、一番騙しやすかったなど、国からは監査をいただき、町の行政において、また、議会において、監査委員を議会の中に設置をして、そして、監査をいただき、ご決定をいただきました。その年は、高森町は熊本県でも優秀なる行政として表彰を受けました。しかし、さにわからんや、大きな不祥事が発生していたと。私といたしましては、肝が潰れたわけとございますけれども、本人から今、1億数百万円になりますけど、一生懸命罪の償いをしますと、失礼。人間性に戻って、この迷惑かけた分については、親、兄弟、また本人、今、確約書もと取り、支払い計画も提出いただきました。ある時に、罪は憎んでも人を憎まずというふうな言葉を彼も信じてくれたようでございます。必ず、私は彼を信じて、そして、時間が長くかかるということはあるかと思っておりますけれども、高森町に籍を置いた、その本人が今、兄弟共々一生懸命その償いに奔走しておると、それに私も力を貸さざるを得ないと思っております。

その力と申しますのも、12月にいただきました答弁の中でございますけれども、皆さん、ご案内のように、もうすべて政治家でございますので、金銭的な云々ということにつきましては、私は申し上げません。そのように、私は、身を引いても、考えをもって、その問題点について、私のでき得る限りの私の範囲内として、今後も彼が言いますように、一生かかってもということに対して、私も微力ながらも、一体となつてがんばっていこうと、そのように感じております。

今、大変1億数百万円でございますけれども、その過程においては、十二分に皆さんと論議をし、今後、どのような方法をもって対応するかということは、更生、行跡ということにおいて、一生懸命戒心していただくように、がんばっていかなければならないと、そのように皆さん方にもお願いをしたいと、私の責任、これは道義的、政治的責任、また、皆さんにもご承知のように、私は再三再四、243条の2項については申し上げております。これは、お互いに政治家でございますので、その問題点につきましては、皆さんの判断に委ねておこうと考えております。

どうか、この問題点につきまして、申し上げましたように、身を引いても、私は高森町の住民であると、その当時の最高責任者であったということを申し添えて、そして、私は私なりの問題点に対処していきたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） そこで、まず、審議員の方にお尋ねするわけでございますが、先ほど、一生かかっても、約29万円ほど払っていかなければならないと毎月、あえてそれを言葉に出されて、できるはずがないというのが当然ではなからうかと思えます。それは、なぜかと申しますと、本人、仕事をする中で、どうしても生活権というものがございますので、生活の保障は最低限保障はしなければならない。それの、それ以外の部分についての返還という形にならうかと思えます。そういう意味におきましては、29万円ほどの毎月という言葉すら、これは到底不可能であるというのが現実ではなからうかと思うわけでございます。

私が、先ほど心配して、お話をしておりますのは、あくまでも4月はもう目の前でございます。4月からはっきりとした形で仕事ができるような体制をまずつくるのが第1じゃないかと、それを促すのが、審議員、町としての働きかけではなからうか、それをすることによって、償還計画というのが叶うのではなからうかという気がするわけでございます。そこらあたりを今まで話し合いの中で、何らかの形で話し合いがそういう本人に対する希望の持てる話し合いがなされているのか、その

点を少しお尋ねいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 総務審議員 佐伯秀和君。

○総務審議員（佐伯秀和君） 確かにご質問のように、現状では、1億400万円ほど残があるわけでありますが、国保会計、簡水特別会計合わせますとございますが、それを先ほど申し上げましたように、75歳まで30年間働いたとしても29万円近くの月々の返済をしなければ完済しないというようなお話を先ほど申し上げたわけであります。

その前に、従前、皆様方にご報告を申し上げておりますように、親族が所有しております不動産を抵当権設定という形でただいま、抵当権を設定いたしております。ただ、11筆9,238平米、山林5筆の1,507平米、原野2筆の346平米、畑6筆の2,327平米、宅地2筆の1,173平米、これに家屋がございますが、家屋まで合わせまして抵当権設定をしておりますが、これをいずれかの形で換価処分をタイミングを見計らいながらしなければいけないだろうと思いますが、そういうものを換価しました残りがどのぐらいになるかわかりませんが、それともう1点は、彼にお兄様がいらっしゃいますが、お兄様の方とは何回かお目にかかっているだけこういうものにご協力をしてほしいというような話をいたしております。しかしながら、今お話がございましたように、先方さんにも生活がございませぬ。お子様が大学に行っておられるというような状況でもありますし、お見かけしますと、車でお越しになる車についても、もう最近では見かけることのないようなかなり古い車にお乗りになっているような状況を鑑みますと、かなり私どもの方で督励はいたしておりますものの、形となつては、今日まで現れていないのが実情でございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、本年の4月をもって仮釈放の刑期が満了するわけでありますので、保護監察から外れることとなります。そうしますと、何らかの安定した就職先もあるのではないかと思いますので、それらを合わせて、30年間という年限に限らず、先ほど申し上げましたように、一生かかっても償いますというような文言を入れた支払い計画をいただいておりますので、これをもとにさらに督励をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） そのような形をいただいておりますということでございますけれども、その内容についても、詳しくお知らせいただきたいと思いますが、ま

ず、問題は、4月の仮釈放が離れて職があるのではなかろうかというような言葉ではなくして、行政として、いろいろ行政としては人権問題にもいろいろな形で取り組んでおられますし、特に、保護監察ということは、いろいろなこれからの更生についても、門戸が開けていただいておりますというような形で保護監察の中身でございます。そういう中でございますので、行政としての方向付けというのも先ほど申し上げましたように、何か職に就いていただいて、少しずつでも払っていただく姿勢を町民の皆さん方にも知らしめるというのが一番の行政としての方向性ではなかろうか。土地、いろいろにつきましては、あくまでもそれは品物でございます。本人がどれだけ町に対して、また町民に対して償いの姿を見せるのか、これが一番大事な部分ではなかろうかと思えます。その点を私は含めて、先ほどから審議員の方にもお願いしておるわけでございます。法的な部分だけの数字的な部分の詰めだけではなく、そういう形の中で、これからの行政としてはどうあるべきか、町民にどうそれを知らしめるのか、本人がどう立ち直っていけるのか、そこらあたりを私は審議員に、言葉の中でお願いをしているということをお間違えのないように、お願いいたしまして、先ほどちょっといろいろな形の話し合いがなされておる、その詳細について、今少し詳しく述べていただければ、幸いかと思えます。

○議長（児玉國廣君） 総務審議員 佐伯秀和君。

○総務審議員（佐伯秀和君） 先ほど申し上げましたように、昨年の6月に仮出所をいたしております。その後、本人をここに呼びまして、私、総務課長立ち会いのもと、それから並びにお兄さんも同道いただきまして、今おっしゃったような話を具体的な数字の話ももちろんやっておりますが、その中でやっぱり町民の皆さん方に、君はこれだけ迷惑を掛けておるので、これは誠意を是非、誠意というのは、数字上にどうしても現れてくるということで、早く仕事を、収入を得てその中から、もちろん、今申しあげましたような金額、こういう情勢ですから、彼がそういう過去を背負っておるということだけでなく、今、現役の学生でさえなかなか思うような就職がないという状況の中でございますので、なかなか大きな金額を月々得るということは非常に厳しい状況だろうとは思いますが、しかしながら、やっぱり犯した罪というのは、一生町民の皆さん方にご迷惑を掛けたということは、当然、認識を常に頭の隅において、頭の隅というか、中心に置いてでも、やっぱり誠意は見せてほしいというようなことは再三再四申し上げてきたところでございます。今後もそういうことは、常々連絡を密にしながら、そのことは、生涯忘れることのない彼の傷でありますので、私どもにとりましても、同じことではありますが、このこと

は、督励を続けていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） ありがとうございます。

保護司もおられますので、そこらあたり、十二分に話し合いをされながら、今後の方向性について、本人の立ち直り、姿をいち早く見せていただくような方向性を出していただければ幸いかと思います。

先ほど、町長から243の2というような言葉がございました。これについては、監査委員が出されました職員に対する損害賠償の件でございますけれども、これについて、私はいろいろ言っているわけではございませんが、12月の議会でも10番議員さんより退職金の返納という形で質問がなされております。また、これに基づきまして、職員におきまして、関係職員のみならず、全員の職員の皆さん方から賛助金という大変厳しい中での出金が行なわれております。これに対しては、議会としても大変ありがたいことでもありますし、敬意を表しているところでございます。しかしながら、その用途については、疑問も12月にも出されておりますし、大変疑問な点もあるわけでございます。そのような中で、職員自らが自分達の責任でもあるという形でやっておられるのにも関わらず、現時点としては、町長としての姿が今一度知らしめていないというのが現実ではなかろうかと思っております。これについては、10番議員さんの12月議会であらゆる形で町長に対して質問がなされております。

私は、あくまでも道義的・管理的責任者として、某かの負担的な行為があつていいのではないかと、これに対する職員とのバランスもありますし、特に、そこらあたりを考えているところでございます。

また、議会としても、監査指摘もあつておりますし、また、予算に対する議会としての議決権もございまして、議会決議もいたしておるのも事実でございます。これを踏まえます時、議員としても、何かこれは責任があるという形で、私は質問の中で以前からも申しておりますように、議会としても、議員としても、それなりのこれは負担をしなければいけないということで、申し上げた事実もございます。

そのようなことで、この負担行為というものがいろいろと12月も議論されました。町長からも負担行為について、寄附行為という形でいろいろと出されております。これについては、議会も当然、選挙を勝ち抜いて、議員の席を与えられておるわけでございますけれども、これについて、中身にいろいろと寄附行為についての

選挙法、公職選挙法の基準に触れる部分について、審議員なり総務課長なり、特とそこらあたりの話が正確な形での話ができるのか、そこらあたりをちょっとお話いただければ幸いかと思います、どんなでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 総務課長という立場と、それから、ご存じのとおり、高森町選挙管理委員会の書記長という今立場に私、立っておるわけでございます。今、お話がありましたように、ご存じのとおり、公職選挙法というのがここにありまして、今のお話は、町長がそういうことで寄附をすることができるのかというお尋ねかというふうに思いますし、また、議員さんが何らかの形でお金を入れることができるのかというお尋ねかというふうに解釈いたします。

その中で、ご存じのとおり、かなり公職選挙法というのは、現在厳しくなっております。候補者、いかなる理由を問わず、寄附というのは、禁止行為ということになっております。当然、その中で、候補者という言葉の中では、ご承知のとおり、現在の現職の方も指しておるわけです。次回は出ない方も現在、それをやった段階では、公職選挙法に触れるということになりはしないかと解釈されはしないかというふうに考えております。

そういうことで、賠償金ということになれば、これは、ご存じのとおり、今お話がありましたように、これは監査委員さんの方で数字が出されないというわけでございますので、今、お話の中でありましたように、あくまでも寄附という言葉が出てきますと、あれは何らかの形でそれを弁済するというようになってきますと、寄附行為ということに当たりはしないかというふうに私達は事務的に考えるわけでございます。その中では、非常にこの文語の中には、もう議員さん、政治家でございますので、ご存じと思いますが、いかなる理由を問わずということは、かなり拡大解釈されるというふうにひとつ認識をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） ありがとうございます。

これまで4年間、いろいろな形で町長に質問をしている中で、最終的には199条の2項の公職選挙法の寄附行為という形で、12月の議会まで抵触するという言葉の中には出てきませんけれども、その含みをもって、今まで答弁をなされておったと解釈するわけでございます。私は、あくまでもそのようなことが公職選挙法に

かかってくるということでありますならば、現時点の町長として、到底、これはできないというような言葉の中で答弁をされてきたものと感ずるわけでございます。

それを踏まえますと、町長に再度確認するわけでございますが、今度の町長選には出馬されないということでございます。されないということになりますと、その後においては、1町民としてなられるわけでございますが、その時点、公職選挙法に触れない身分になられた時に、この問題について、どのようなお考えをお持ちなのか、先ほど、ちょっと自分としては将来的にも自分としては責任を持ってやるというような言い方をなされておりますが、それについて、今一度確認をいたしたいと思っておりますが、その点について、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 先ほど、議会の方でもというようなありがたいご意見をいただいたと、そして、それが公職選挙法に係るということでございます。私もまったく公職選挙法というものにかかるわけでございます。この監査報告の中におきましても、私といたしましては、この7項目というような言葉がたくさん出てまいりました。その時に、先ほども申しましたように、その7回の中で指摘という時に、皆さん方におかれましても、この7回とは何だと、どういうものであったかという論議が私はあったかと存じておりますけれども、如何せん、その問題点はなかったように思います。

そういう点がありながら、今まで論議してきたところでございますけれども、私といたしましては、最高責任者であったと、これは事実でございます。しかしながら、自治法という法律の中で私はやっていかなければならないと、罪は罪として、そこで常に243条の2項というものが出てくるわけでございました。そして、あらゆる自治法上、また法律上によって、私は刑法から自治法、あらゆるものを駆使して、監査委員にもお願ひをし、また警察の方にもお願ひし、そして報道をとして、日本国中から非難を浴びたという状況でございます。

その批判を批判として、私は辞めてもその批判は背負っていかなくてはなりません。しかしながら、私もできる限りの問題点について、いつ公職から開放できるか、その点に十二分に勉強させていただき、そして、12月に答弁をいたしましたように、自らできることは一生懸命やりたい、できる限りのことはやりたいというような答弁だったかと思っております。願ひいただきましたので、そのように、先ほども申しましたように、親類もございませぬ。また、本人は一生懸命約束をしてくれま

した。親兄弟は抵当物件として、町にその償いというようものをいただいております。また、お父さんは老齢で、今は病院ということでございます。

私といたしましても、そのような状況の中で、罪は憎みます。絶対許しません。しかし、私としては、できる限りの責任者として、再度申し上げますけれども、12月の答弁にさせていただいたような方向をもって、できる限り行為行動を起こしたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 町長、12月の答弁の内容を私は聞いておりません。今現在、私が質問しておりますので、今の時点の答弁をお願いいたしたい。よろしく願います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 三森議員からもこれを最後としてという言葉もいつか聞いたことがございますので、12月とまったく変わらないような誤りのない確認ということで、ひとつよろしく願いを申し上げたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） どうもありがとうございました。

健康保険につきましては、12月にもう相当の論議がなされておりますので、私の論議といささか中身については、ほとんど重複するようなことでございますので、あえていたしませんけれども、先ほども申し上げましたように、償還計画、本人が自覚のできる姿を早く見つけていただきたいなど、特にお願いするわけでございます。

それでは、第2点目として、合併問題についてを議題といたしますが、私は、蘇陽町から出て、住民発議の取り扱いについてということで出しております。これに入ります前に、関連がございますので、大卒について合併問題についてお話をさせていただきたいと思います。

私どもも14名の議員の中で、合併特別委員会の1人でございますし、いろいろと合併論議を議会の中で、委員会の中で審議をしてきた経緯がございます。そのような中で、委員長さんはじめ、副委員長さん、それぞれの立場で会合に行かれておるのも事実でございますし、私ども合併検討委員会の中では、あくまでも14名1つの心の中で現在まで検討をしてきたことについては、いささか悔やみはないわけでございます。

そのような中で、あくまでも県の示されたAパターンの合併、これにつきまして、あくまでも6カ町村というのが位置づけであったらと思う。しかし、その6カ町村の位置づけ、南阿蘇は一つだという位置づけの中での6カ町村、これにつきまして、いろいろ議論がなされておりましたけれども、西原については大津町とどうしても隣接しておりますし、経済圏もつながっておるということで、離脱をされたら、これについては、私どもも何ら問題はないという意思の下で検討委員会の中でも検討してきた事実もございます。

それならば、Aパターンの中で、どのような形がいいかということ、西原抜きの5カ町村での合併ということを位置づけをいたしまして、検討委員会の中でも、再三再四、いろいろな形で議論をしてみました。その中で、私どもが考えておりました会合の中で、唐突に出てきましたのが、このグリーンピアでの3村合併、あくまでも蘇陽町・高森町においては、除外という形の動きになった、これが、私が今申し上げます、これは皆さん方も一緒でございますけれども、特別委員会としても大変気になる部分でございます。それは、何かと申しますと、なぜ、そういう形になったのか、県もその中には入っておるわけでございますし、それまでの経緯の中で、町長、最高責任者として政治的な配慮と申しますか、政治的な部分が少し欠けていたのではなかろうか、と申しますのも、本町におきましては、県会議員の草村県議もおられますし、一昨年だったですか、合併特別委員長もおられておりました。その高森町の地元の県議もおられる中に、高森が外されたというこの経緯について、私は町長として本当に合併に対する指導力、政治的な配慮があったのか、これが一つ私は、今悔やまれてならないというのが今の私の心境でございます。

これについて、私は、町長に一言お聞きをして、住民発議についてに入りたいと思いますので、それについて、町長としてのご意見をお聞きいたしたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） この問題点について、町長の政治的ものが欠けておったのではないかとございましてけれども、私達は、6カ町村でいくということで、今、お話があったとおりでございます。それでは、5カ町村でいくことを確認しました。また、昨年8月の30日だったと、阿蘇憩いの家で、5カ町村で任協する前に、項目毎で勉強をしましょうと、そういう提案の下に、まだ二百何十日の平成17年の3月までであるということで、県の方も確認をし、そして、勉強

会をするということになったのは、皆さんにもお話をいたした経緯がございます。お聞きになっておると思っています。そして、今言われるように、グリーンピアにおいて、突然、3カ町村のことでいくと、それは、住民の意思であると、住民の意思を尊重すると、アンケートの結果こうなりましたと、そういうことで、私達は3カ町村でいきますと、その間、我々は任協を立ち上げる前に、後藤町長と任協の前にもう少し勉強することをお願い申し上げますと、ただいま言われましたけれども、知事は、合併をしろと、パターンを決めておきながら、任協に対して、一言も私達の意思がなかった、それで、熊日さんもお見えでございますけれども、私が頭わにして、県の指導はどうだと、テレビにはこぎゃんええ男ば、ぐじゃくじゃするごつ、私が腹かきまして、そのような報道もなされ、また、新聞報道もされたわけでございます。それは何を況わんや、南阿蘇は一つだという信念の下に私は提言してきて、県でも十二分に話し合いがされたとは私は信じております。

そしてまた、朝早く行くことも行って、各町村の首長さんの自宅に行って、もう少し我々も一緒になって勉強する方法はないかと、また、さらに蘇陽町であった時にも、私は頭を下げました。そして皆様がおっしゃったと思います。町長が頭を下げ、俺達も頭を下げようじゃないかと言われたような話も聞いております。また、町長が口が悪いから、3カ町村な嫌ったばいと、そういうことでは私はないと思います。町長室に来て、私達は住民の声をもって、高森町を嫌ったわけではありません。住民の声をもってでございますということで、私を含めて4者でそれはわかりましたと、私は政治的に何ら、私は一生懸命住民福祉の向上のためにやっとなし、そのように自負しております。

蘇陽町においても、草村県議が委員長であるということも踏まえて、蘇陽町の町長の音頭をもって、5カ町村の会議もしたこともございます。しかしながら、この合併問題は、住民の総意が優先するものでございますので、そのように申し入れされました。任協を立ち上げ、そして今、村ということで進もうというようなことがなされておるわけでございます。

私といたしましては、そのように行為行動をとったということを報告申し上げます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 私は、あくまでも県が示されたパターンの中で、県自らがパターンを出されておるその意思の中で会合にも県が入っているわけでございます。そ

の中で、ただいま、町長が申されたように、その前の会合においては、そうではなかったと、あくまでも任協立ち上げまでいくはずであったと、しかしながら、1月後には3村で住民を尊重しましたという展開、これが私ども検討委員会の中では全然知らしめてないし、あくまでも5カ町村でやれるんだなという関連のもとで、私どもも思っていたわけでございます。

しかしながら、今、申し上げましたように、1月後にはあくまでも県が入った中でそういう方向付けがなされたことに対して、私は大変残念だなと、このようにお話をしているわけでございます。

だからこそ、町長の政治的な配慮、あるいは、指導的な立場の中での配慮が欠けていたのではないだろうか。県が入っておるということは、その中にも県会議員草村議員の存在というのも相当なものがある、あくまでも南阿蘇としての位置づけの県会議員でございます。そういう中で、もう少しそこらあたりの詰めができていなかったのではなかろうかという思いがしますので、先ほどの質問になったわけでございます。

特に、いつも町長が申されておりますように、南阿蘇の雄都は高森町であるというこの文句、これは確かに今まではそうであったろうと思います。しかしながら、このように、情勢冷え切ってまいりますと、南阿蘇の雄都高森、そういう位置づけの言える状況ではないのも事実でございます。あくまでも経済圏、あるいは、商工会、農協、信用組合、銀行と、あらゆる経済圏を踏まえます時、事業主体町村間の自治体においても、いろいろなつながりのある中で、どうしても各町村が分かれておりますと、いろいろな事業主体も違いますし、補助的な割合も違ってまいります。いろいろな弊害もございます。ましてや、今、広域的な取り組みがなされております。その中で、各自治体が今までのように分散型になっておって、到底、これはなかなか町としては、これから先、生き残っていくための方策として、いろいろな障害があるのではなかろうかという気がするわけでございますので、先ほどから残念だなという言葉の裏には、そのような意味合いもあってしているわけでございます。

そこらあたりを踏まえまして、私は、先ほどから質問の中にその部分を申し上げておるわけでございますので、その点、町長においては、今一度、今の問題につきまして、答弁をお聞かせ願いたい。本当にこれで良かったのかな、そこらあたりをちょっとお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 自席から願います。

先ほども申しましたように、結婚承認しても結婚はできないということで、即議長、そして委員長、副委員長、私、職員を集めて、また議会も集めてお話を申し上げて、経緯はこうでありますよと、その時に論議は十二分になされたと、その時は、私もそのような方向でこういうことになったと、原因、結論、その経緯、これも私は皆さんにお話を申し上げております。なかったでしょうか。

こういう時代の中での高森町の今後の方向性ということで、皆さんと論議をし、そしてまた、県の方からも応援して、そして皆さんの十二分に意見を出されたと私は思っております。しなかったということは、私はないと思っておりますけれども、高森の将来というのは、私だけの責任、これは一体でなければならぬと、議決権は皆さんにあるわけでございますので、私は、県においても、また、振興局におかれましても、来られました。しかし、もう3カ町村は知事も合併強力地域ということで指定がなされましたということをおっしゃり、草村県議はちゃんとその中で5カ町村でいくことが本当は望ましかったけれども、残念であるというようなことをおっしゃっております。まさにそのようなことだったと私は思います。

高森町は、先ほど雄都と申しましたけれども、これからも雄都であっていくためには、高森町も人材教育、ありとあらゆる方面に皆さんの肩にもかかっていると私は思います。できなければ、どういうふうにして、創意工夫なり、それが今後、皆さんがビジョンとして、再生として、ルネッサンスとして私は各々考えておられると思います。その町政に向かって、大いにやっていただきたいと。私は、自分のあらゆる限りの力を出し尽くしたと。それも皆さん方に魂をいただき、行政の魂をいただき、職員の魂をいただき、そして、今日ここに立って、これが最後の答弁でございますけれども、そのように私は自分の全知全能、浅学非才でありながらも、皆さんの力を借りて、ここに申し上げておると。

そういうことで、答弁にさせていただきたいと思えます。皆、自分自身のことでなくて、地域住民福祉の向上のためにやられておるなということを経議をはじめ、立候補される方々も皆そのように形をもって私はやられておると、このように感じております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 町長から論議なされておりますという言葉が出ておりますけれども、私ども検討委員会に入っている論議というものは、あくまでも決定されてから

の論議しかなされておられません。それ以前の経緯というものは、全然わかっていないというのが検討委員さんの方々でございます。決定されてからの議論というものは、何度もしております。しかしながら、それは決定後の議論でございます、私どもとしては、その議論に対しては、なかなか答えようがないというのが現実でございます。

そのような中で、蘇陽町から出てきました、1月に出てまいりました住民発議ということが嶋田定務さんですか、この人を代表者として、蘇陽町から提出がなされております。あえて、これは住民発議に基づきまして、私ども検討委員会でも、先ほど、1番議員さんからも申されましたように、あくまでも住民発議を尊重するならば、最後には、住民が議決権は持っているんだという前提の中で、私ども委員会としては、あくまでも2年後なり、5年後なり、本当に南阿蘇5カ町村が1つになれるような期待感が持てるのか、そこらあたりを県を入れて、是非ともやっていただけないだろうかという思惑の中での検討委員会での結論でございましたけれども、最終的には、検討委員会自らが失態と申しますか、私どもも反省しなければいけないし、いろいろな形で評価も分かれてきたような事態でございます。

しかし、それは、それとして、今後、この住民発議をどのように取り扱っていかれるのか、議会冒頭に町長からの言葉がございましたけれども、何かしら、私どもも中身について、理解できないという部分が非常に多うございますし、町長としての住民発議がどのような受け止め方でどのような形で、今後考えておられるのか、その点について、質問をいたしたいと思えます。

答弁、よろしくお願いたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 先ほど、おっしゃいました結論からということでございますけれども、行政は行政としての手順をもって議会の方に報告する義務がございますので、この点をよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

今、住民発議のことでございますけれども、これは、蘇陽町を皆さん、考えていただくなれば、もうすでに任協に参加されておると、しかしながら、高森町としては、皆さんとお話を申し上げたように、5カ町村の枠を堅持しながら、もし、蘇陽町から住民発議が来たが、それを3カ町村の門戸を開いてくれるだろうかという発議を行おうじゃないかと、発議といいますか、そのあれをされたのは、議会の方じゃなかったかと思えますけれども、いかがでございますか。皆さんがそういうふうにしてやろうじゃないかと、特別委員会の方々あたりでやったわけじゃ、私はない

と思います。皆さんと一緒になされたとは思っております。

そして、3カ町村へ申し出をいたしました。そのような経緯をもって、冒頭に、行政事務手続きということで、手順を誤ってはいかんと、ただ、住民発議が来たから、鶴呑みにするなど、高森町の将来がかかっているのと、高森町の将来というのは、先ほども申しましたように、10年のパターンや高森町が今後、皆さんと決めた振興計画、基本計画、あるいは、過疎計画等々において、これからの高森町というものはどういうふうな位置づけということを皆さんと決めた、それをもって、手順として、比較検討をすると、向こうから比較検討の用紙とともに発議がなされておるならば、私もその比較検討の問題点について、向こうに通告し、そしてまた、お互いに話し合っ、その接点はこうございました、議会に私は付議しなければならない義務があります。その前の手段として、意味がわからなかったと、比較検討するのは我々の事務的手段であるわけです。手順です。また、皆さん、その点について、何かございますかね。私は、そのような方向をもって、今、52日、90日ということでございますけれども、期限は90日ならば4月20日、それまでには皆さんがご存じのように、私達の町は、お許しをいただいて、合併に対するその基本理念をじっくりと住民にわかりやすくしなさいということで、担当員までつくっているわけです。これは、阿蘇郡でも一番早かったわけですよ。特別委員会つくったのも、私は阿蘇郡では一番早かったと思います。そのように論議して論議を重ねておる中で、私は議会の方がそうではなかったと言われることは、私はないと思いますけれども、住民発議、そして、付議するのを、私は向こうから来るのを待っておりますという報告でございます。

よろしゅうございますでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 町長が言われるのは、90日をフルに使いたいというような思惑のようなことでございますけれども、議会といたしましては、蘇陽との合併論議というのはやっておりますし、町民に対しても、この論議については、一言もやっております。そういう中で、議会の90日ギリギリの付議をされても、議会としても大変苦慮するというのが現実ではなかろうかと思えます。そういう意味合いにおきまして、今、90日という日にちを存分に使われるという言葉の中身がどうも見えてこない。議会に、これは、100%投げられても、これは議会としても大変苦慮するというのが現実ではなかろうかと思えます。アンケートすら、蘇陽との合併ということについては、今一度もとっておりません。それを議会にぽんと付議

しますと言われても、これは議会としても本当に苦慮をするというのが現実ではなかろうかと思えます。それを私は心配し、この取り扱いについてということで質問をいたしたわけでございますので、その点を今一度、町長としての考えをお聞きしたい。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 今、手順としてやっておるといってございませう。相手から私達が質問いたしまして、そして、蘇陽町は今、皆さんがご存じのように、広域事務組合が全然違うわけでございます。同じところもちろんありますけれども、そういう点とか、それは三森議員も十二分に蘇陽町におかれておる立場、住民発議があった立場、これも十二分に私はわかっておるといってございませうけれども、広域行政においても、私は、その問題点については本当にやれるものか、そういう点を十二分に、そして皆さんに付議し、そして、付議をして、住民に私はまたそれを報告する義務があると、付議を先にしたならば、皆さんは何とおっしゃいますか。議会無視とおっしゃるのでしょうか。そういうことで、一日も早く、蘇陽町の方からきたならば、私も住民が納得する期日をもってやりたいと、それが私は願ってございませう。90日フルということではなくて、立派なものがあれば、先ほども申しましたように、お互いに付き合わせて、特別委員会の皆さんとも話し合いながら、また、行政職の皆さんとも話し合いながら、県との話し合いも指導いただきながら、付議するということはいつでもできる訳でございますので、一日も早い向こうからの比較検討の書類をいただきたいと、このように考えております。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） どうもありがとうございました。

要するに、町長の考えということ、今、お聞きしますと、あくまでも蘇陽町からの比較をする資料を待っているんだというような答弁でございませう。

今、申し上げましたその答弁に基づきまして、4月29日が町長の最後までの執務ではございませう。その執務期間中は、長としての責任ある管理責任者として、合併問題においても、いろいろな面においても、毅然とした態度で臨まれるように、特にこの席をお借りし、お願いをし、私の質問を終わりたいと思えます。お世話になりました。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午後0時25分

3 月 1 4 日 (金)

(第 3 日)

平成15年第1回高森町議会定例会（第3号）

平成15年3月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 議案第24号 高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第3 特別委員長報告について

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	野 中 謙 三 君	2 番	甲 斐 廣 國 君
3 番	後 藤 和 昭 君	4 番	甲 斐 正 一 君
5 番	藤 本 正 一 君	6 番	相 馬 俊 行 君
7 番	三 森 義 高 君	8 番	佐 楢 見 誓 香 君
9 番	古 澤 豊 喜 君	10 番	佐 伯 金 也 君
11 番	杉 永 竹 範 君	12 番	甲 斐 裁 君
13 番	後 藤 英 範 君	14 番	児 玉 國 廣 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町 長	今 村 博 信 君		
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員 兼 草 部 出 張 所 長	佐 伯 秀 和 君	企 画 観 光 課 長	村 上 源 喜 君
住 民 生 活 課 長	後 藤 秀 希 君	保 健 福 祉 課 長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農 林 振 興 課 長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水 資 源 対 策 課 長	芹 口 誓 彰 君
高 森 中 央 出 張 所 長	桐 原 一 紀 君	野 尻 出 張 所 長	長 尾 和 博 君

収入役室長	岩下健治君	教委事務局長	山村将護君
監査事務局長	阿南哲也君	農業委員会事務局長	村嶋兵志郎君
行政係長	甲斐敏文君	財政係長	河崎みゆき君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	色見隆夫君	議会事務局係長	佐藤幸一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 議案第24号 高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第1 議案第24号、高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） おはようございます。

議案第24号、高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明申し上げます。

議案第3号、4号に引き続き、本議案も学校統合関連議案であり、上色見、色見小学校各施設をそれぞれ生涯学習センターとして位置づけ、社会教育全般にわたる利活用を図るための条例改正であります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

議案第24号、高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

- 議長（児玉國廣君） 日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決を議題といたします。

-----○-----

議案第38号 高森町上在集会所の設置条例の制定について

- 議長（児玉國廣君） 初めに継続審査となっております議案第38号、高森町上在集会所設置条例の制定について委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

- 総務常任委員長（藤本正一君） 長い期間にわたりまして総務委員さんをはじめ、担当の担当課の職員の方々、また、区長さん方々には大変ご苦勞、ご努力をいただきました。心からこの場をお借りし、お礼を申し上げる次第でございます。

それでは、ご報告を申し上げます。

平成14年6月定例会におきまして、総務常任委員会に付託され、継続審議となつてまいりました議案第38号、高森町上在集会所設置条例の制定については、3月11日の総務常任委員会までに数回にわたり、慎重審議いたしましたところでございます。

この結果、否とすることに決定いたしました。

しかし、この施設を上在区において引き受けることなく、また、今後、施設の利用等もなければ、施設の廃止も含め、地域住民の皆様方と十分検討され、今後利用される旨の意見が出たことを申し添えて、委員長報告を終わります。

- 議長（児玉國廣君） 本案に対する委員長報告は、否決です。したがって、原案について採決いたします。

議案第38号、高森町上在集会所設置条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

- 議長（児玉國廣君） 12番 甲斐 裁君に確認いたします。原案に賛成されます

か。

〔「否」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 起立少数です。

したがって、議案第38号、高森町上在集会所設置条例の制定については、否決されました。

-----○-----

議案第3号 高森小学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第3号、高森小学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森でございます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第3号、高森小学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例については、3月10日午後2時より、委員会室において、古澤委員欠席、ほか4名の委員出席のもと、教育長、事務局長、佐伯次長、後藤施設係長、秋山社会教育係長の出席を求め、十分なる説明を受け、慎重に審議した結果、原案どおり全委員可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号、高森小学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第4号 高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第4号、高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森でございます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第4号、高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例については、3月10日午後2時より、委員会室において、古澤委員欠席、ほか4名の委員出席のもと、教育長、事務局長、佐伯次長、後藤施設係長、秋山社会教育係長の出席を求め、十分なる説明を受け、慎重に審議した結果、原案どおり全委員可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号、高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第5号 平成14年度高森町一般会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第5号、平成14年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会並びに企業誘致特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第5号、平成

14年度高森町一般会計補正予算について、審議の結果をご報告申し上げます。

3月11日午後2時から、第3・第4委員会室におきまして、委員全員と各担当課、所局長及び担当係長出席のもと、それぞれ詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告、終わります。

○議長（児玉國廣君） 文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森でございます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第5号、平成14年度高森町一般会計補正予算については、3月10日、3月11日午後2時より、委員会室において、古澤委員10日欠席、甲斐委員11日欠席、ほか4名の委員出席のもと、教育長、事務局長、佐伯次長、後藤施設係長、秋山社会教育係長、また住民生活課長、二子石課長補佐、古庄係長、佐藤係長、保健福祉課長、後藤課長補佐、阿南福祉係長、馬原保健推進係長の出席を求め、十分なる説明を受け、慎重に審議した結果、原案どおり、全委員可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 建設経済常任委員長 相馬俊行君。

○建設経済常任委員長（相馬俊行君） 6番 相馬です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第5号、平成14年度高森町一般会計補正予算について、報告をいたします。

3月10日午後2時より、また、3月11日午後2時より、委員会室において、建設課長・各係長、農林振興課長、農業委員会事務局長・各係長、それぞれ出席を求め、常任委員全員出席のもと、それぞれに詳細に説明を受け、慎重審議の結果、委員全員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 企業誘致特別委員長 古澤豊喜君。

○企業誘致特別委員長（古澤豊喜君） 9番 古澤でございます。

企業誘致特別委員会に付託されました議案第5号、平成14年度高森町一般会計補正予算案第9号について、報告いたします。

3月11日午後1時から、第3委員会室において、企画観光課長の説明を受け、慎重に審議した結果、何ら異議なく可とすることに決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。議案第5号、平成14年度高森町一般会計補正予算については、各委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第6号 平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第6号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第6号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、審議の結果をご報告申し上げます。

3月11日、第3・4委員会室におきまして、委員全員と税務課長並びに担当係長の出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全委員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第7号 平成14年度高森町老人保健特別会計補正予算について

- 議長（児玉國廣君） 議案第7号、平成14年度高森町老人保健特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

- 総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第7号、平成14年度高森町老人保健特別会計予算について、審議の結果をご報告申し上げます。

3月11日、第3・4委員会室におきまして、委員全員と税務課長及び担当係長の出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号、平成14年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 8 号 平成 1 4 年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第 8 号、平成 1 4 年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7 番 三森でございます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第 8 号、平成 1 4 年度高森町介護保険特別会計補正予算については、3 月 1 1 日午後 2 時より、委員会室において、甲斐委員欠席、ほか 4 名の委員出席のもと、保健福祉課長、後藤課長補佐の出席を求め、十分なる説明を受け、慎重に審議した結果、原案どおり全委員可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 号、平成 1 4 年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 9 号 平成 1 4 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第 9 号、平成 1 4 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 相馬俊行君。

○建設経済常任委員長（相馬俊行君） 6 番 相馬です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第 9 号、平成 1 4 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、報告をいたします。

3月10日午後2時より、委員会室において、水資源対策課長・担当係長それぞれ出席を求め、常任委員全員出席のもと、詳細に説明を受け、慎重審議の結果、委員全員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号、平成14年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第10号 平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

- 議長（児玉國廣君） 議案第10号、平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 相馬俊行君。

- 建設経済常任委員長（相馬俊行君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第10号、平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について、報告をいたします。

3月10日午後2時より、委員会室において、水資源対策課長・担当係長それぞれ出席を求め、常任委員全員出席のもと、詳細に説明を受け、慎重審議の結果、委員全員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号、平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第11号 平成14年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第11号、平成14年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第11号、平成14年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について、審議の結果をご報告申し上げます。

3月11日、第3・第4委員会室におきまして、委員全員と企画観光課長及び担当係長の出席のもと、詳細な説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号、平成14年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第12号 平成15年度高森町一般会計予算について

- 議長（児玉國廣君） 議案第12号、平成15年度高森町一般会計予算については、各常任委員会並びに企業誘致特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

- 総務常任委員長（藤本正一君） 総務委員会に付託されました議案第12号、平成15年度高森町一般会計予算について、審議の結果をご報告を申し上げます。

3月11日午後2時から、第3・第4委員会室におきまして、委員全員と各担当課、所、室、局長及び各担当係長出席のもと、それぞれ詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 文教厚生常任委員長 三森義高君。

- 文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第12号、平成15年度高森町一般会計予算については、3月10日、3月11日午後2時より、委員会室において、古澤委員10日欠席、甲斐委員11日欠席、ほか4名の委員出席のもと、教育長、事務局長、担当課長、担当関係各係長の出席を求め、十分なる説明を受け、慎重に審議した結果、原案どおり全委員可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 建設経済常任委員長 相馬俊行君。

- 建設経済常任委員長（相馬俊行君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第12号、平成15年度高森町一般会計予算について、報告をいたします。

3月10日午後2時より、及び3月11日午後2時より、委員会室及び庁議室において、関係各課長、農業委員会事務局長、課長補佐、及び各係長に出席を求め、常任委員全員出席のもと、それぞれ詳細に説明を受け、慎重審議の結果、委員全員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

なお、建設課の道路関係の予算については、委員の中から6月の本予算について、工事関係の予算は緊急度合い等を考慮し、編成していただくように要望がありましたことを付け加えまして、報告を終わります。

○議長（児玉國廣君） 企業誘致特別委員長 古澤豊喜君。

○企業誘致特別委員長（古澤豊喜君） 9番 古澤です。

企業誘致特別委員会に付託されました議案第12号、平成15年度高森町一般会計予算について、報告いたします。

3月11日午後1時から、第3委員会室において、企画観光課長の説明を受け、慎重に審議した結果、何ら異議なく可とすることに決定いたしましたので、以上のとおりの報告いたします。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号、平成15年度高森町一般会計予算については、各委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第13号 平成15年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第13号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第13号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計予算について、審議の結果をご報告申し上げます。

3月11日、第3・4委員会室におきまして、委員全員と税務課長及び担当係長

の出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第14号 平成15年度高森町老人保健特別会計予算について

- 議長（児玉國廣君） 議案第14号、平成15年度高森町老人保健特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

- 総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第14号、平成15年度高森町老人保健特別会計予算について、審議の結果をご報告申し上げます。

3月11日、第3・4委員会室におきまして、委員全員と税務課長及び担当係長の出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号、平成15年度高森町老人保健特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第15号 平成15年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第15号、平成15年度高森町介護保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第15号、平成15年度高森町介護保険特別会計予算については、3月11日午後2時より、委員会室において、甲斐委員欠席、ほか4名の委員出席のもと、保健福祉課長、後藤課長補佐の出席を求め、十分なる説明を受け、慎重に審議した結果、原案どおり全委員可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号、平成15年度高森町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第16号 平成15年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第16号、平成15年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 相馬俊行君。

○建設経済常任委員長（相馬俊行君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第16号、平成15年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、報告をいたします。

3月10日午後2時より、委員会室において、水資源対策課長・担当係長それぞれ出席を求め、常任委員全員出席のもと、詳細に説明を受け、慎重審議の結果、委員全員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号、平成15年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第17号 平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第17号、平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 相馬俊行君。

○建設経済常任委員長（相馬俊行君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第17号、平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、報告をいたします。

3月10日午後2時より、委員会室において、水資源対策課長・担当係長それぞれに出席を求め、常任委員全員出席のもと、詳細に説明を受け、慎重審議の結果、委員全員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

しかしながら、基金の預金利子が0.15%となり、A基金の利子運用益は年間114万円と1カ月分の維持管理費相当額まで下がったことから、基金の利子運用益のみをもって本会計を運営することはもはや不可能な状況にあります。このことから、引き続き、経費の削減を図るとともに、一般会計からの繰入等の財政措置を講じることが必要との意見が出されました。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号、平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第18号 平成15年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第18号、平成15年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第18号、平

成15年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、審議の結果をご報告申し上げます。

3月11日、第3・第4委員会室におきまして、委員全員と企画観光課長及び担当係長の出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号、平成15年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第19号 高森町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第19号、高森町介護保険条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森でございます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第19号、高森町介護保険条例の一部を改正する条例については、3月11日午後2時より、委員会室において、甲斐委員日欠席、ほか4名の委員出席のもと、保健福祉課長、後藤課長補佐の出席を求め、十分なる説明を受け、慎重に審議した結果、全委員原案どおり可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。
お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号、高森町介護保険
条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第20号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第20号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例につ
いては、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
建設経済常任委員長 相馬俊行君。

○建設経済常任委員長（相馬俊行君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第2
0号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例について、報告をいたします。

3月11日午後2時より、庁議室において、建設課長・各係長それぞれ出席を求
め、常任委員全員出席のもと、詳細に説明を受け、慎重審議の結果、委員全員一致
で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。
お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第21号 高森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第21号、高森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 相馬俊行君。

○建設経済常任委員長（相馬俊行君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第21号、高森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、報告をいたします。

3月11日午後2時より、庁議室において、建設課長・各係長それぞれ出席を求め、常任委員全員出席のもと、詳細に説明を受け、慎重審議の結果、委員全員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号、高森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 特別委員長報告について

○議長（児玉國廣君） 日程第3 特別委員長報告を議題といたします。

企業誘致特別委員長の報告を求めます。企業誘致特別委員長 古澤豊喜君。

○企業誘致特別委員長（古澤豊喜君） 9番 古澤でございます。

活動状況についてご報告申し上げます。

平成14年12月の定例会以来の活動状況についてご報告いたします。

平成15年2月10日、高森工業団地企業連絡協議会が開催されております。この中では、協議会会計を役場事務局から分離し、工業団地内の会長所在の企業が受け持つことになりました。また、工業団地内入り口が暗く、事故が発生しておるので、照明等の設置についての要望がなされております。設置に向けて検討することといたしております。

以上、ご報告いたします。

○議長（児玉國廣君） 交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長 藤本正一君。

○交通総合対策特別委員長（藤本正一君） 交通総合対策特別委員会における協議内容についてご報告を申し上げます。

平成15年3月5日及び12日午前10時から、第3・第4委員会室におきまして、全委員さん5名と総務課長、建設課長、保健福祉課長、保健福祉課長補佐、教育長、教育委員会事務局長、事務局次長、企画観光課長、企画係長及び担当者の出席のもと、14年度第6回、第4回の委員会を開催をいたしました。

今回の委員会では、町内の貸切バス運行委託に伴います入札参加資格審査要綱の制定及び4月から運行の高森中学校、中央小学校のスクールバス運行についても協議を行ったところでございます。その結果、平成12年の道路交通法の改正に伴いますバス事業者の路線バス参入が自由化されたことに伴い、本町における貸切バス運行委託につきましては、利用客の運送上の安全性を最重点に置き、競争も含め、透明性のある方法で、運行の主体を選定することが必要である、その観点から、貸切バス運行委託に関する入札参加資格審査要綱を制定し、施行することに決定をいたしました。このことによりまして、4月から高森中学校、高森中央小学校のスクールバス運行につきましては、今回、制定されました要綱に基づき、運行委託事業者を制定することといたしました。

また、本年10月1日から、路線バス・福祉バス・スクールバスを一本化し、町民バスとして運行することを再確認するとともに、計画の具体化につきまして、関

係機関と十分協議を重ね、早急に着手をしていただきますよう事務局に要望いたしましたところでございます。

また、バス運行につきましては、財政的な面も含め、また公共機関等の役割、住民の福祉、さらには、将来の高森町を担う子供の教育という観点から検討を進めてまいりましたが、運行上の安全性につきましても、人命に関わることもありまして、何としてでもその確保を図ることが必要であります。

さらに、今後におきましては、利便性の高い効率的な生活交通の確保が図られるよう重ねて要望いたしましたところでございます。

何と言いましても、初めての試みでございます。いろいろと満足のいくこともなかなか大変なことだと思いますけれども、迷うことなく、りんとした気持ちで、この交通対策は進めてまいりたいと思いました。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 佐楯見誓香君。

○議会広報特別委員長（佐楯見誓香君） 8番 佐楯見です。

「絆」高森町議会広報特別委員会の活動状況を報告いたします。

1月17日午前10時より、委員会室において、全員出席、議会広報「絆」第13号のための第1回編集広報委員会、内容といたしましては、編集、企画、方針、それから原稿分担、次に、1月27日午前10時より、委員会室において、1名欠席、第2回編集委員会を開いております。内容といたしましては、原稿読み合わせ、レイアウトとなっております。1月28日午後1時より、委員会室において、正副委員長、内容、レイアウト、仮ゲラ、発注となっております。2月7日10時より、委員会室において、1名欠席、第3回編集委員会を開いております。内容といたしましては、仮ゲラ、原稿、再度読み合わせとなっております。2月10日午前10時より、委員会室において、1名欠席、第4回編集委員会を行っております。内容といたしましては、最終校正、印刷、発注となっております。2月19日に「絆」発行、発送につきましては、議会事務局にいつもお世話になっております。

2月28日午後2時から4時まで、広報委員5名と議長と事務局の応援を受けまして、西原村役場会議室において、同村の議会議長、広報委員長、同副委員長、議会事務局長の出席を得まして、同村議会広報の「湧水」を教本といたしまして、討論指導を時間の経つのも忘れるほど、熱心に研修をいたしました。なお、この「湧

水」広報は、14年度の県町村議長会主催の広報コンクールで努力賞を獲得した広報誌であります。参考になる点がたくさんありました。「絆」も、委員会メンバーは14号から替わりますけれども、研修内容を引き継ぎながら、町民と議会との名実共に絆となれるように研鑽を重ねていきたいものであります。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 以上で、特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次期議会の運営につきましては議会運営委員会に、また、企業誘致につきましては企業誘致特別委員会に、交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、町村合併につきましては町村合併検討特別委員会に、それぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会・企業誘致特別委員会・交通総合対策特別委員会・議会広報特別委員会・町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 私の方から一言ごあいさつを申し上げます。

大変失礼とは思いますが、議長席の方からごあいさつを申し上げます。

余程の緊急案件がない限り、本定例会をもちまして、任期最終となりました。

顧みますと、議員各位の温かいご支援により、議長の要職にご推挙いただき、微力ながら議会運営にひたすら専心してまいりましたが、国民健康保険の不祥事問題から町村合併まで、過去4年間は私にとりましても、皆様にとりましても、まさに厳しい状況ではなかったかと感じております。

幸いにして、長年の懸案でありました広域農道問題、また学校統合問題につきましては、地域住民のご理解とご協力により、解決しましたことは、先輩同僚議員からのご支援、また町長をはじめ、執行部各位のご援助とご指導でありました。

おかげをもちまして、本日まで大過なく職責を果たし得ましたことは、誠に感激にたえません。心から熱く御礼を申し上げる次第でございます。

はなはだ簡単措辞ではございますが、任期満了に当たりまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございます。

[拍手]

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 会議を閉じます。

平成15年第1回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

閉会 午前10時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成15年第1回定例会

平成15年3月発行

発行人 高森町議会議長 児玉國廣

編集人 高森町議会事務局長 色見隆夫

作成 株式会社アクセス

電話 (096)372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1600 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (09676)2-1111